

3 活力あるいばらきづくり

(1) 日本や世界をリードする科学技術創造立県の実現

① 研究開発の
推進と研究成
果の社会還元

●中性子ビームラインの産業利用の推進（科学技術振興課）

大強度陽子加速器施設（J-PARC）内に整備した県中性子ビームラインの的確な管理運営を行うとともに、J-PARC隣地に開設した「いばらき量子ビーム研究センター」を拠点として、企業や研究者が活動しやすい環境づくりや産学官連携の一層の推進により、中性子の産業利用を促進する。

- (1) 県中性子ビームライン（材料構造解析装置・生命物質構造解析装置）の運営・運転維持管理，技術相談・利用者支援，課題公募・採択，相談窓口の運営等
- (2) 県中性子ビームラインの利用促進
 - ・中性子構造解析の先導的研究
 - ・中性子実験のための科学機器の整備等
 - ・利用者ニーズに対応するための測定手法等の研究，解析ソフトウェアの開発
 - ・学会・展示会等への参加・出展等による広報，啓発

●県内企業の中性子産業利用の促進（産業政策課）

県内中小企業による中性子利用を促進するため、J-PARCの普及啓発や利用相談に応じるとともに、得意技術を生かしたJ-PARC周辺機器等開発への参入を支援する。

- (1) 県内中性子利用連絡協議会の運営
 - ・会報等による情報発信や中性子技術講演会，技術展示会等の実施
- (2) コーディネータの設置（1名）
 - ・J-PARCの普及啓発，中性子利活用に係る相談，産学連携の促進
- (3) 中性子関連技術解説データベースの運営
 - ・中性子を利用した測定技術，J-PARCの装置及び利用成果等のHPでの公開
 - ・会員企業の技術等を紹介するWEBカタログの更新

●ベンチャー企業の育成（産業政策課）

- (1) いばらきベンチャー企業育成ファンド

平成15年度に県，地元金融機関，中小企業基盤整備機構等の出資により組成したファンドを通じ，ベンチャー企業等へ投資を行い，創業促進及びベンチャー企業等の育成を図る。

<事業概要>

- ・ファンド規模：10.1億円
- ・出資期間：12年間（平成16年～平成27年）

- (2) いばらき新産業創出ファンド（仮称）

新たな産業の創出を促進するために，ベンチャー企業や第二創業を図る中小企業等に対して投資を行う投資事業有限責任組合を平成26年度中に組成する。

- (3) 新事業促進融資

○創業活動支援枠（ベンチャー創業関係）（新規融資枠6億円）

| | |
|-------|--|
| 融資対象 | 茨城県が出資したベンチャー支援を目的とする投資事業有限責任組合の投資を受けたもの |
| 融資限度額 | 設備資金：2,500万円 運転資金：2,500万円（併用の場合は2,500万円） |
| 融資期間 | 設備資金：10年（うち据置期間3年）以内 運転資金：7年（うち据置期間2年）以内 |
| 融資利率 | 償還期間によって，年1.2～1.5%（保証付き） |
| 保証料補助 | 保証料の最大5割を補助（一部を除く） |

○事業革新支援枠（新規融資枠 10 億円）

| | |
|-------|--|
| 融資対象 | 新たな事業の分野へ進出するもの、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画について県の承認を受け、経営を革新するもの等 |
| 融資限度額 | 設備資金：1 億円 運転資金：3,000 万円 |
| 融資期間 | 設備資金：10 年（うち据置期間 2 年）以内 運転資金：5 年（うち据置期間 1 年）以内 |
| 融資利率 | 償還期間によって、年 1.5～1.8%（保証付き）、年 2.0～2.3%（保証なし） |

●つくば創業プラザの運営（産業政策課）

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、つくば創業プラザにおいて、起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対し、事業活動の拠点となる支援室（事務所、研究室）を提供するとともに専門家による助言や必要な支援を行う。（事務室（25 ㎡）16 室、研究室（50 ㎡）8 室）

●県立試験研究機関の機能強化（科学技術振興課）

中期運営計画の推進や機関評価の実施により、研究と産業の橋渡し機能の強化や、課題解決型の研究開発等の推進を図るとともに、県内中小企業や大学・研究機関等との共同研究を促進する。

(1) 中期運営計画と機関評価

- ・県立試験研究機関ごとに策定した中期運営計画（H23-27）を推進し、研究機関の役割と業務全体を「見える化」
- ・中期運営計画の取組状況や達成度を評価（機関評価）することにより、研究機関の効率化や業務の質を向上

(2) 産学官連携研究開発推進事業

- ・県内中小企業等と県立試験研究機関との公募型共同研究の実施による産学官連携の推進と研究開発能力の強化

●つくば国際戦略総合特区の推進（科学技術振興課）

総合特区で講じられる「規制緩和」や「税制上の特例措置」等を効果的に活用し、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築するとともに、つくばの科学技術の集積を活用した 7 つのプロジェクトに取り組み、5 年以内に目に見える成果を上げることにより、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で、我が国の成長・発展に貢献する。

●リハビリテーション情報・知識の発信（厚生総務課）

リハビリテーション医療の向上を図るため、県立医療大学や県立医療大学付属病院のもつ、研究成果等や最新のリハビリ情報・知識を発信するとともに技術支援・指導を推進する。

●科学の甲子園全国大会の開催（科学技術振興課）

本県において科学の甲子園全国大会を開催することにより、理科好きの裾野を広げ、将来の科学技術を支える人材を育成するとともに、本県のイメージアップを図る。

- ・第 4 回科学の甲子園全国大会（平成 27 年 3 月 20 日～23 日）

●科学オリンピックの開催（科学技術振興課）

本県において科学オリンピック全国大会を開催することにより、全国の高校生を中心とした若者に対し「科学技術創造立県いばらき」をアピールするとともに、本県の理数系に優れた能力を持つ生徒を発掘し、その才能をさらに伸ばすことで科学技術を支える人材の育成と確保に資する。

- ・日本生物学オリンピック 2014（平成 26 年 8 月 16 日～19 日）
- ・第 7 回日本地学オリンピック（平成 27 年 3 月下旬）

②未来の科学技術
を拓く環境
づくり

●イノベーションキャンパス in つくば 2014 の開催 (科学技術振興課)

日本有数の研究開発拠点である筑波研究学園都市の特色を生かし、全国の高校生を対象に一流の科学者、企業人による講座や交流会、最先端の研究を行っている研究室の見学等を実施することにより、これからの日本を支える人材を育成するとともに、「科学技術創造立県いばらき」を全国にアピールする。

- ・実施期日 平成 26 年 8 月 11 日～13 日
- ・対 象 全国の高校生 1,000 名

●筑波研究学園都市の整備 (つくば地域振興課, 科学技術振興課)

都市の中央部に、東西 6 km, 南北 18km にわたり、約 2,700ha の区域を「研究学園地区」として開発し、国の試験研究・教育施設、商業・業務施設、住宅等を計画的に配置している。

また、研究学園地区以外は「周辺開発地区」として研究学園地区と均衡のとれた発展を図るよう整備を進めている。

都市の目標人口は、研究学園地区約 10 万人、周辺開発地区約 25 万人、あわせて約 35 万人である。(筑波研究学園都市人口：平成 26 年 4 月 1 日現在 219,093 人)

<研究者の概要>

| 区 分 | | 研究者総計 (A) + (B) | 日本人研究者数 (A) うち博士取得数 | | 外国人研究 者数 (B) |
|-------|------------|--------------------|------------------------|-------|-----------------|
| 国等の機関 | 国立機関等 | 483 | 482 | 223 | 1 |
| | 独立行政法人 | 10,170 | 8,032 | 4,197 | 2,138 |
| | 大学, 共同利用法人 | 5,819 | 2,756 | 2,165 | 3,063 |
| 公益団体等 | 公益法人等 | 281 | 278 | 114 | 3 |
| | 学校法人 | 131 | 73 | 18 | 58 |
| 民 間 | | 3,547 | 3,519 | 872 | 28 |
| 合 計 | | 20,431 | 15,140 | 7,589 | 5,291 |

出典 「筑波研究学園都市立地機関概要調査 (H26.3)」 「筑波研究学園都市外国人研究者等調査 (H26.3)」

○筑波研究学園都市内工業団地

| 工業団地名 | 事業主体 | 面積 (ha) | 立地企業数 |
|--------------|----------|---------|------------|
| 東光台研究団地 | 土地区画整理組合 | 89.0 | 35 社 |
| 筑波西部工業団地 | 茨 城 県 | 101.5 | 13 社 |
| 筑波北部工業団地 | 茨 城 県 | 140.8 | 17 社 (分譲中) |
| つくばリサーチパーク羽成 | 都市再生機構 | 5.7 | 9 社 |
| つくばテクノパーク豊里 | 都市再生機構 | 69.0 | 27 社 |
| つくばテクノパーク大穂 | 都市再生機構 | 41.4 | 12 社 |
| つくばテクノパーク桜 | 都市再生機構 | 65.7 | 6 社 (分譲中) |

●茨城県科学技術振興財団支援事業の推進 (科学技術振興課)

県内の科学技術の振興に寄与することを目的とした(一財)茨城県科学技術振興財団が実施する顕彰事業や科学技術振興事業等を支援する。

- ・研究開発奨励事業 (江崎玲於奈賞, つくば賞, つくば奨励賞)
- ・つくばサイエンス・アカデミー事業
- ・科学技術振興事業 (茨城県中性子ビームラインの試験研究の技術支援等)

●つくばサイエンスツアーの推進 (科学技術振興課)

筑波研究学園都市に立地する研究機関等を貴重な地域資源として捉え、施設のより広範な公開等を促進するとともに、つくばサイエンスツアーオフィスにおいて一元的な情報提供等を行い、県内外からの誘客促進、科学技術の普及啓発等を図る。

<事業内容> つくばサイエンスツアーオフィスにおける情報提供等

- ・見学モデルコースの企画・設定及び見学施設仮予約の手配
- ・見学相談等に対する一元的な情報提供
- ・つくばサイエンスツアーバスの運行支援 等

(2) 国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり

①産業拠点の競争力向上と企業立地の促進

●戦略的な企業誘致の推進（立地推進東京本部、立地推進室、地域計画課ひたちなか整備室、事業推進課、つくば地域振興課、企業局企画経営室）

雇用の確保や地元企業の受注増、税金の増など、地域経済の活性化を図るため、今後成長が期待される業種や不況に強い業種などに対し、立地推進東京本部を中心に広域交通ネットワークなど本県の優れた立地環境や各種優遇措置をPRしながら、戦略的な企業誘致を推進する。

また、市町村等と連携して立地企業に対する企業訪問を行い、企業活動に関する課題等を抽出して、その対応に努めることで企業の事業環境の改善を図る。

- ・立地推進東京本部を中心とした誘致活動
- ・産業立地セミナー・視察会などの開催
- ・PR資料の作成及び各種メディアを活用した広報活動の推進
- ・県税の優遇措置など各種優遇措置の充実
※原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、茨城産業再生特区 など
- ・工場等立地促進融資制度の利用促進
- ・企業立地促進法の活用支援
- ・立地企業フォローアップ事業の推進
- ・その他企業のニーズに応じた活動の推進

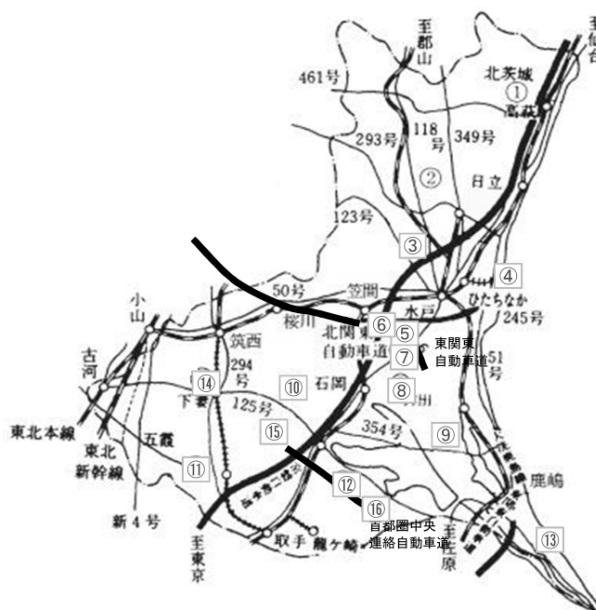
<工場の立地動向>

| 年 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 立地件数 | 92 | 79 | 50 | 39 | 18 | 51 | 147 |
| 面積 (ha) | 165 | 121 | 71 | 190 | 38 | 242 | 646 |

●産業集積地区の形成（事業推進課、地域計画課ひたちなか整備室、企業局企画経営室）

平成14年度に策定した「茨城県産業拠点活性化計画」に基づき、高度産業の集積や新産業の創出に向けた取組を進め、競争力ある工業団地の形成を図る。平成26年3月末現在

主な工業団地の位置図



| | 団地名 | 工業団地 総面積 (ha) |
|---|--------------|------------------|
| ① | 南 中 郷 | 36.7 |
| ② | 宮 の 郷 | 90.9 |
| ③ | 那 珂 西 部 | 45.5 |
| ④ | 常 陸 那 珂 | 85.9 |
| ⑤ | 茨 城 中 央 | 176 |
| ⑥ | 茨城中央 (笠間地区) | 109.1 |
| ⑦ | 茨 城 | 29.9 |
| ⑧ | 茨城空港テクノパーク | 51.7 |
| ⑨ | 北 浦 複 合 | 192.7 |
| ⑩ | 東 筑 波 新 治 | 35.3 |
| ⑪ | つくばハイテクパークわい | 85.2 |
| ⑫ | 阿 見 東 部 | 64.7 |
| ⑬ | 奥 野 谷 浜 | 130 |
| ⑭ | つくば下妻第二 | 20.7 |
| ⑮ | 筑 波 北 部 | 127.8 |
| ⑯ | 江 戸 崎 | 43 |

●鹿島経済特区計画の推進（事業推進課）

鹿島臨海工業地帯を我が国素材産業再生に向けたモデルとして、規制緩和の推進と企業戦略を踏まえた各種産業施策等を総合的に展開することにより、世界に通用するコンビナートへの構造転換を図る。

<経済特区計画の概要>

| | |
|---------------|---|
| ね ら い | 素材産業の再生 ・国際競争力のある次世代型コンビナートへの転換 ・基礎素材産業を中心とした裾野拡大と高付加価値化への展開 ・新規成長分野への展開 ・魅力と活力あるインフラ拠点の創出 ・快適で利便性の高い居住環境の創出 |
| 対 象 地 域 | 鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，銚田市 |
| 規 制 緩 和 項 目 等 | ・高生産性プラントへの転換を図るための規制緩和 ・工場立地法に基づく工場敷地内の緑地面積率の規制緩和 ・企業誘致にかかる優遇税制の特例措置 ・鹿島港 24 時間フル稼働化 など |

- ・高度産業集積群形成に向けて鹿島のメリットを活用する立地戦略の展開（県高圧ガス設備維持基準の導入，戦略地域の広報等）
- ・企業立地促進法（鹿島臨海地域基本計画）に基づく事業の推進

●鹿島地区の整備（事業推進課）

鹿島臨海工業地帯は、鹿島港を中心として臨海工業団地の整備が進められ、現在、162 社（180 工場）の企業が立地し、本県最大の工業集積を有する生産拠点となっている。

これまで、鉄鋼、石油、石油化学などの基礎素材型産業が立地してきたが、これらの業種も生き残りをかけてハイテクを駆使した最新鋭の工場への変化を指向するなど、我が国の基礎素材型産業の拠点として重要な役割を担おうとしている。

今後は、鹿島経済特区計画に基づき規制緩和や各種産業施策等を展開し、鹿島を我が国素材産業再生に向けたモデルとして、トップレベルの素材（スチール・ケミカル）産業クラスターの形成を図るなど、世界に通用するコンビナートへの再構築を進める。

さらに、企業立地促進法（鹿島臨海地域基本計画）に基づき、北公共埠頭や外港地区の整備が進む鹿島港の流通港湾機能を活かし、コンビナート及びその周辺地区を含めた地域で物流産業や港湾機能を活用する製造業の誘致を図り、単なるコンビナート地区を超えた産業拠点の形成を目指す。

(1) 再構築への手法

①鹿島経済特区計画の推進

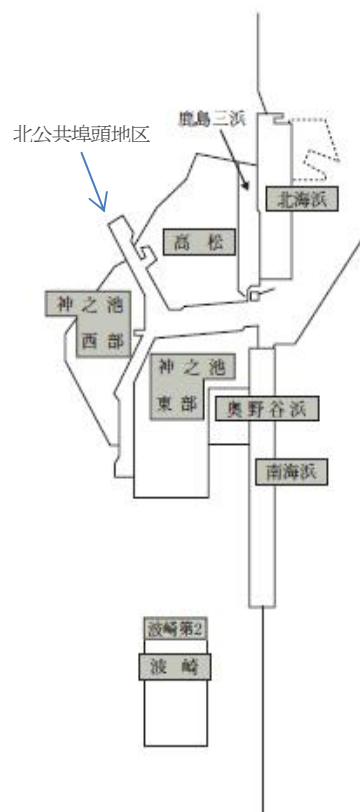
- ・特区制度を活用した保安規制の合理化等によるコンビナートの競争力強化
- ・地域メリットを活用した立地戦略の展開を図るターゲットリクルーティングや魅力あるインフラ拠点の創出などによる素材産業を中核とした産業クラスターの形成

②鹿島臨海地域基本計画の推進

特区の推進に加え港湾機能や企業誘致体制の充実を契機として、鹿島コンビナートとその周辺地区が一体となって、鹿島臨海地域の産業競争力の強化を図る。

鹿島臨海工業地帯企業立地状況 (H26.3)

| | 団地名 | 面積 (ha) | 工場数 |
|------------|-------------|---------|-----|
| 工業団地造成事業地域 | 高松 | 663 | 10 |
| | 神之池東部 | 737 | 30 |
| | 神之池西部 | 406 | 41 |
| | 波崎 | 274 | 27 |
| | 関連施設用地 | 44 | 22 |
| | 小計 | 2,124 | 130 |
| 海浜埋立地 | 南海浜 (I. II) | 258 | 7 |
| | 北海浜 (I. II) | 260 | 24 |
| | 小計 | 518 | 31 |
| 周辺団地 | 鹿島三浜ほか (※) | 188 | 11 |
| | 奥野谷浜 | 86 | 8 |
| | 小計 | 274 | 19 |
| 合計 | | 2,916 | 180 |



※ 波崎第2及び北公共埠頭地区を含む

(2) 新しい都市づくり構想

①魅力ある産業文化都市の形成

鹿島臨海工業地帯の工業集積及び人口規模にふさわしいスポーツ・文化、商業・業務、レクリエーション等の都市機能とこれらを支えるインフラを計画的に整備し、魅力ある産業文化都市の形成を図ることを目的とする。

②都市づくりの方向

- ・圏域人口 30 万人の都市建設
- ・広域的都市圏としての一体的街づくり
- ・単機能都市からの脱皮
- ・生活ネットワークの形成
- ・美しい街づくりの推進

③新しい都市づくりの主要事業

賑わいのある街づくりのため、都市の求心点となる都市機能の集積や広域インフラの整備を推進する。

・鹿島 (スポーツ・文化コア)

県立カシマサッカースタジアムを拠点として、スポーツ・文化の振興を図り、鹿島地域をより一層魅力ある地域に育成する。

・神栖 (商業・業務コア)

鹿島セントラルホテル周辺地区の滞在・交流・業務等の機能を導入する。

・波崎 (リゾートコア)

スポーツ、リフレッシュ等の機能を持つ拠点整備を行う。

④スポーツによる地域振興

県立カシマサッカースタジアム等の利活用を推進し、スポーツによる地域振興を進めていく。

●工業用水道の整備（企業局業務課）

工業用水は産業活動にとって、もっとも基礎的な要素である。豊富な工業用水の安定的な供給は、工業の発展と地域振興に必要不可欠である。また、工業用水道は、地下水の過剰くみあげによる地盤沈下など地下水障害の防止にも役立っている。

<事業概要>

| 名 称 | 那珂川工業用水道事業 | 鹿島工業用水道事業 | 県西広域工業用水道事業 | 県南広域工業用水道事業 | 県央広域工業用水道事業 | 合 計 |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|
| 給水区域 | (2市) 2市 | (2市) 2市 | (14市町) 13市町 | (12市町村) 5市町 | (7市町村) 3市村 | (30市町村) 22市町村 |
| 給水先 | 6社9事業所 | 66社74事業所 | 112社122事業所 | 51社54事業所 | 13社15事業所 | 238社274事業所 |
| 1日最大給水量 | (76,680 m ³) 76,680 m ³ | (960,000 m ³) 885,000 m ³ | (85,000 m ³) 85,000 m ³ | (80,000 m ³) 40,000 m ³ | (62,000 m ³) 46,000 m ³ | (1,263,680 m ³) 1,132,680 m ³ 90% |
| 取水河川等 | 那珂川 | 北浦・鰯川・地下水 | 霞ヶ浦・小貝川 | 霞ヶ浦 | 那珂川 | — |
| 給水開始 | 昭和41年10月 | 昭和44年2月 | 昭和63年4月 | 平成9年7月 | 平成13年10月 | — |
| 建設期間 (改築期間) | 昭和37～平成7年度 (平成24～33年度) | 昭和41～平成6年度 (平成21～33年度) | 昭和55～平成27年度 | 昭和60～平成27年度 | 平成7～27年度 | — |
| 平成26年度の 主な事業内容等 | ・管路更新(耐震化) 事業 | ・鰯川浄水場改築事業 ・管路更新(耐震化) 事業 | ・非常用自家発電設備 整備 ・配水管布設工事 ・管路更新(耐震 化)事業 | ・管路更新(耐震 化)事業 | — | — |

(注) 1 「給水区域」の欄の()は給水予定市町村

(注) 2 「給水先」は平成26年4月1日現在の給水契約事業所

(注) 3 「1日最大給水量」は平成26年4月現在の施設能力。()内は計画の施設能力

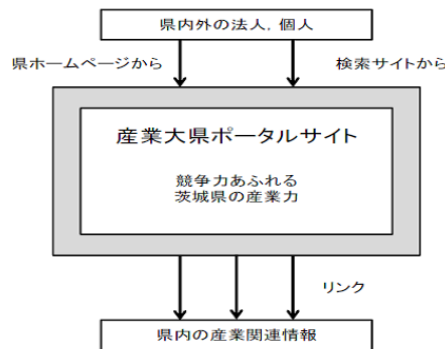
●産業大県ポータルサイトの運営（産業政策課）

(1) 産業大県ポータルサイトの目的

本県の産業に関連する情報を一元的にまとめたポータルサイト（窓口）を運営することにより、産業振興に係る支援策や産業基盤の整備、科学技術等の情報を発信し、県内産業の活性化を推進する。

(2) ポータルサイトからアクセスできる情報

中小企業支援策、工業団地、交通ネットワーク体系、科学技術、ものづくり技術、名産品、観光、求人情報等。



●首都圏中央連絡自動車道の整備（道路建設課）

都心より半径40kmから60km圏の主要都市を環状に結び、首都圏の交通を分散させ、都心の交通渋滞の緩和に資する一般国道自動車専用道路である。

(1) 全体計画

- ・区間 神奈川県横浜市～千葉県木更津市
- ・延長 約300km
- ・規格 一般国道の自動車専用道路，4～6車線，設計速度80～100km/h

(2) 県内計画

- ・区間 埼玉県境（五霞町）～千葉県境（河内町）
- ・延長 約71km
- ・通過市町村 五霞町，境町，坂東市，常総市，つくば市，牛久市，阿見町，稲敷市，河内町

(3) 経緯

| 区 間 | 延 長 | 経 緯 |
|-------------------|-------|-------------------------------|
| 五霞町(埼玉県境)～つくば中央IC | 約37km | H6年度事業化 H9.2整備計画決定 |
| つくば中央IC～つくばJCT | 約4km | H6年度事業化 H9.2整備計画決定 H22.4供用開始 |
| つくばJCT～つくば牛久IC | 約2km | H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H15.3供用開始 |
| つくば牛久IC～牛久阿見IC | 約6km | H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始 |
| 牛久阿見IC～阿見東IC | 約6km | H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始 |
| 阿見東IC～稲敷IC | 約6km | H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H21.3供用開始 |
| 稲敷IC～稲敷東IC | 約6km | H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4.供用開始 |
| 稲敷東IC～河内町(千葉県境) | 約4km | H4年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4.供用開始 |

(4) 有料道路事業（東日本高速道路株）

- ・平成14年3月事業許可（つくば中央IC～稲敷IC 約24km）
- ・平成23年6月事業許可（東北道～つくば中央IC，稲敷IC～東関道 約68km）

(5) 平成26年度事業概要

- ・埼玉県境～境古河IC（約9km）工事
- ・境古河IC～つくば中央IC（約28km）用地買収，工事

②競争力あるものづくり産業の育成

●成長分野への進出促進（産業政策課）

今後，需要拡大が期待される成長分野（次世代自動車，環境・新エネルギー，健康・医療機器，食品）への県内中小企業の進出を促進するため，それぞれの分野ごとに必要な情報の提供や大手企業等への技術提案支援を行うほか，産学連携・異分野連携を促進し，新たな技術開発・製品開発につなげる。

また，健康・医療機器分野での現場職員の負担軽減やサービスの向上に寄与する新製品開発等の支援を強化する。

(1) いばらき成長産業振興協議会の運営

- ① 成長分野に関連する国，業界，研究機関等の情報提供
- ② 分野進出のパートナーとなる大手企業等との交流促進
- ③ 各研究会における具体的な技術開発，製品開発の推進
- ④ 産学・産産・異業種などの連携促進

(2) 医療大学との連携による機器開発の促進

- ① 機器開発促進のための検討会議を設置・運営
- ② 健康・医療機器開発マネージャー（1名）の配置

●中小企業のものづくり技術高度化の支援（産業技術課）

(1) 中小企業テクノエキスパート派遣事業

新技術開発や生産現場の改善等を支援するため，大企業OB等の専門家（テクノエキスパート）を中小企業の実業現場に派遣し，技術指導等を行う。また，競争的資金の獲得を目指す中小企業からの相談に応じるほか，有望な研究開発案件についてはテクノエキスパートを活用して，競争的資金の申請に必要な研究計画等の策定を支援する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(2) オンリーワン技術開発支援事業

独自技術を保有する中小企業の育成を図るため，工業技術センターが受託研究・共同研究等を実施することにより，企業の新製品・新技術開発を支援する。

(3) ものづくりマッチング支援事業

本県のものづくり産業を大手企業へ売り込んでいくほか，優れた技術を有する中小企業と大手企業とのマッチング等を実施し，受注機会を確保するとともに，販路拡大を支

援する。(実施機関：(公財) 茨城県中小企業振興公社)

- ・ 専門家（ビジネスコーディネーター）による大手企業への営業活動や、自動車関連産業への参入支援のための技術指導等を実施する。

(4) いばらきサロン活動強化事業

つくばのシーズから中小企業が必要とする有用な技術を実用化に繋げるため、技術相談や研究情報等の提供、研究者と中小企業のネットワーク構築を支援する。

- ・ 新製品・新技術の開発支援（大学・研究機関との共同研究や競争的資金獲得の支援、工業技術センターによる技術相談）
- ・ 情報提供（つくば地区の研究・技術情報収集・提供）
- ・ 異業種交流と共同研究開発の支援（つくば産業フォーラムの運営）

(5) 地域産業サポート人材開発事業

生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する方法を総合的に学習する「生産性向上人材育成スクール」を開設し、中小企業の生産現場の改善を担う中核人材の育成を推進する。(実施機関：(公財) 茨城県中小企業振興公社)

(6) 中小企業・小規模事業者経営基盤強化事業

競争的資金を活用し、新たな製品の開発や生産性向上等を図る中小企業を支援するため、相談員を新たに雇用し、相談対応や申請書作成支援を行う。

●海外販路開拓支援（産業政策課）

国際ビジネス情報の提供や貿易等に関する相談機能の充実を図るとともに、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）など国の関係機関や県上海事務所との連携を強化し、成長著しいアジア市場を中心に県内企業の海外販路開拓を支援する。

- (1) 専門家による相談対応
- (2) 相談員による情報提供
- (3) セミナー開催
- (4) 海外展示会出展支援

●中小企業の海外進出支援（産業政策課）

県内中小企業の海外展開支援を強化するため、ジェトロ茨城貿易情報センターの設置による貿易投資相談の強化、海外進出サポート協議会の設置による海外進出企業間の情報交換・交流の促進、常陽銀行シンガポール駐在員事務所へ職員を派遣し、東南アジアの情報収集や進出企業への情報提供を行うなど、東南アジアにおける県内企業の海外展開を支援する。

- (1) ジェトロ茨城貿易情報センターの主な業務
 - ・ ジェトロ職員や貿易アドバイザーによる貿易投資相談
 - ・ 海外展開に係るセミナーや研修会の開催
 - ・ 海外バイヤー招聘・商談会開催、海外ミッション派遣 等
- (2) 海外進出サポート協議会の主な役割
 - ・ 海外進出している県内企業間にネットワークを構築し、情報交換や交流を促進
 - ・ ネットワーク参加企業による、これから海外進出を目指す企業に対するサポート
- (3) 常陽銀行シンガポール駐在員事務所派遣職員の主な業務
 - ・ 東南アジア全体の情報収集、進出企業に対する情報提供
 - ・ 海外進出サポート協議会や県人会等のネットワーク構築
 - ・ 展示会への出展支援 等

●知的財産の利活用の推進（科学技術振興課、産業技術課）

知的財産の有効活用を図るため、知的所有権センターにおいて特許等の出願に関する相談に応じるとともに、特許に関する情報提供や大学・研究機関等の未利用特許等の紹介、斡旋等を行う。(実施機関：(公財) 茨城県中小企業振興公社)

また、県が保有する知的財産についても、適切な運用管理や、企業等への統一的なPRを

通じて一層の利用促進を図る。

- ・知財情報の提供，専門家による知財相談
- ・大学，研究機関等の未利用特許等の企業への移転斡旋
- ・シーズ実用化検討会の開催
- ・県有知的財産に係る利用促進方策の適切な運用

●中小企業のデザイン開発力向上の支援（産業技術課）

デザインセンターにおいて，デザイン相談や開発支援等を行い，中小企業のデザイン開発力の向上を支援する。

- ・デザインコーディネーターによるデザイン開発相談
- ・いばらきデザインセレクションの選定
- ・いばらきデザインフェアの開催
- ・デザインに係る講座や実習等を実施

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課，産業技術課，中小企業課）

（公財）茨城県中小企業振興公社に造成した「いばらき産業大県創造基金」の運用益により，中小企業等が行う地域資源の活用による新商品開発や大学等との連携による新製品開発，さらには新時代に対応した新たなサービス産業の創出等への取り組みに対し支援を行う。

<事業概要>

基金管理者：（公財）茨城県中小企業振興公社

基金総額：75 億円

助成事業：

- (1) いばらき地域資源活用プログラム
本県の強みとなる農林水産物，産地技術，観光資源などの地域産業資源等を活用した新しい取り組みを支援
- (2) いばらきものづくり応援プログラム
大学等と連携して行う新製品開発や，展示会出展，国際認証取得等の販路拡大のための取り組みを支援
- (3) いばらきサービス産業新時代対応プログラム
介護や福祉，子育て支援等の社会的課題を解決するソーシャルビジネスなど，時代のニーズに対応した新たなサービス産業等の事業化に係る取り組みを支援

●いばらき産業大賞の運営（産業政策課）

- (1) いばらき産業大賞の目的
本県産業の発展を支え，地域経済の活性化に対する貢献が顕著であると認められる企業等を表彰することにより，受賞した企業の更なる発展を支援し，競争力あふれる産業大県づくりを推進する。
- (2) 表彰
いばらき産業大賞及び同奨励賞

③生活を豊かに
する商業・サ
ービス産業の
育成

●中心市街地の活性化（中小企業課）

中心市街地における都市機能の増進及び商業機能の強化を一体的に推進するため，中心市街地活性化法に基づく市町村の基本計画作成及び商工会・商工会議所等が行う活性化への取り組みに対して支援を行う。

<事業の概要>

○中心市街地活性化対策連絡会議事業

中心市街地活性化の促進を図るため，市町村及び関係団体等とともに，各市町村の活性化に向けた多様な取り組みに関する情報交換を行う。

●地域商店街の活性化（中小企業課）

(1) 商店街活力向上支援事業

①商店街活性化コンペ事業

活性化の取組を公募し、公開審査会により選定された優れた取組を支援する。

| | |
|------|--|
| 補助対象 | 任意グループ、商店街団体等（県直接補助） |
| 対象事業 | 若手商業者等が策定する斬新で効果的な活性化事業 |
| 定額補助 | 最優秀プラン：1,500千円×1事業、優秀プラン：1,000千円×4事業以内 |

②魅力ある商店街づくり支援事業

地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業について、市町村とともに継続支援する。

| | |
|-------|--------------------------|
| 補助対象 | 市町村（商店街団体等への間接補助） |
| 対象事業 | 商店街活性化プラン策定、プランに基づく活性化事業 |
| 補助率 | 県 40% |
| 補助限度額 | 1,200千円/年 補助期間：最大3年間 |

③商店街再生総合支援事業

買物の場・地域コミュニティの拠点としての活性化に向けた取組に対して、市町村とともに継続支援する。〈平成24・25年度からの継続事業のみ〉

| | |
|-------|--------------------------------|
| 補助対象 | 市町村（商店街団体等への間接補助） |
| 対象事業 | 賑わいづくり、コミュニティづくり、個店の経営力向上等の事業等 |
| 補助率 | 県 40% |
| 補助限度額 | 2,500千円/年 補助期間：最大3年間 |

(2) 商店街等復興応援事業

商店街の活性化に向けた新たな取り組みの実現や活発化・継続化を促進するため、商店街応援チームを設置し、商店街の取り組みへの人的支援や専門家による指導・助言等を行う。

- ・商店街応援チームの設置（4名）・派遣
- ・商店街活性化アドバイザーの派遣
- ・商店街ポータルサイトによる情報発信

●大規模小売店舗立地法の運用（中小企業課）

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店設置者に対して、学識経験者による審議会等の結果を踏まえ、交通対策、騒音対策、廃棄物対策など、周辺地域の実生活環境の保持について適正な配慮を求める。

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課、産業技術課、中小企業課）【再掲 P. 89 参照】

④地場産業・特産品の育成

●地場産業等の育成（産業技術課）

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取り組みを支援する。

- ・地場産業組合等が実施する新商品開発、販路開拓等の事業に助成（補助率 1/2）
- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく事業者認定による販路開拓支援
- ・東日本大震災により被災した地場産業の振興、産地イメージ向上を図るため、新たな販路開拓に資する事業を実施

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）【再掲 P. 91 参照】

⑤経営革新の促進と経営基盤の強化

●経営革新の促進（中小企業課）

中小企業の経営力強化を図るため、新商品の開発や新たな生産又は販売方式の導入などによる経営革新を促進する。

<事業の概要>

「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業が策定した経営革新計画を県が承認する。

- ・商工会等において経営革新セミナーを開催する。
- ・県、金融機関、支援機関等で構成する「茨城県中小企業経営革新協議会」により、経営革新計画承認制度の普及や計画策定支援を行う。
- ・計画承認企業に中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画実現のための指導・助言を行う。
- ・経営革新計画を実施した結果顕著な実績をあげた企業を表彰し、県内中小企業に経営革新取組み効果を周知する。

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）

農林水産物や鉱工業品、観光資源などの地域資源の活用や、農林漁業者と商工業者等との連携による新商品開発等の取り組みを促進するため、農林漁業関係団体や商工関係団体、金融機関等で構成する全県的な推進組織や、いばらき産業大県創造基金を活用した支援、地域資源活用・農商工等連携推進員による支援等を行う。

●経営課題の解決（中小企業課）

経営革新を目指す中小企業や創業予定者に、中小企業診断士などの専門家（マネジメントエキスパート）を派遣し、経営課題の解決を図る。

●中小企業等の新事業創出支援（産業政策課）

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、（公財）茨城県中小企業振興公社に、総合相談窓口「ベンチャープラザ」を設置し、専門家等によるきめ細かな支援を行う。

(1) 総合相談窓口運営

創業や経営革新、資金調達、技術開発、販路開拓など、中小企業者等が抱える様々な課題の解決を図るため、経営や技術の専門家等による継続的な支援を行う。

(2) いばらき創業塾開催

創業を目指す者又は創業間もない者を対象に、起業活動に必要な知識の習得を図る研修会を開催するとともに、ビジネスプラン発表会を実施する。

●コンテンツ産業の振興（産業政策課）

国内の産業構造の変化に対応し、本県産業を活性化していくためには、製造業に加えソフト分野の企業の育成が必要であることから、クリエイターの育成やコンテンツ制作の活動拠点づくりなどを通し、コンテンツ産業の振興を図る。

(1) クリエイターが集うコンテンツインキュベーション施設の整備

(2) 大学の芸術系・IT系研究室との連携・クリエイター等への支援

- ・茨城のコンテンツ資源の調査やコンテンツ産業振興策の企画・提案を委託する。
- ・インキュベーション施設入居者への創造活動のアドバイスや起業支援等を行う支援員を雇用する。

(3) コンテンツ産業フォーラムと交流会開催

- ・キックオフイベントとして開催。著名人を招聘し交流会を同時開催する。

(4) コンテンツ関係のコンテスト開催

●金融支援の拡充・強化（産業政策課）

平成 26 年度においては、東日本大震災復興緊急融資の継続実施や県制度融資の債務の一本化により月々の返済負担の軽減を図る借換融資を創設することなどにより、厳しい経営環境にある県内中小企業の資金繰りを支援する。

○東日本大震災復興緊急融資（新規融資枠：H25 最終補正後 355 億円→H26 当初 240 億円）

| | |
|-------|---|
| 融資対象 | 東日本大震災や原発事故により、直接被害や間接被害・風評被害を受けた場合 |
| 融資限度額 | 設備資金：8,000 万円，運転資金：8,000 万円，併用：8,000 万円 |
| 融資期間 | 10 年以内（うち据置期間：設備資金 3 年以内，運転資金 2 年以内） |
| 融資利率 | 償還期間によって，年 1.2～1.5%（保証付き） |
| 利子補給 | 直接被害：10 割（全壊），1/2（その他） 間接被害・風評被害：1/3 |
| 保証料補助 | 保証料の 10 割（直接被害）又は 1/2（間接被害・風評被害）を補助 |

○借換融資（新規融資枠：H26 当初 340 億円）

| | |
|-------|---|
| 融資対象 | 次の要件のいずれにも該当するもの ①事業計画を有し、借換えにより月々の返済額が軽減され、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む者 ②県制度融資に複数の借入れを行っている者 ③県制度融資について元金償還が 1 年以上経過している者 など |
| 融資限度額 | 既往融資残高及び借換に係る諸費用 |
| 融資期間 | 運転資金 10 年以内（うち据置期間 1 年以内） |
| 融資利率 | 償還期間によって，年 1.5～1.8%（保証付き） |
| 保証料補助 | 保証料の 1 割を補助（一部を除く） |

⑥産業を担う人づくり

●技術・技能の継承の促進（職業能力開発課）

(1) いばらき名匠塾事業

団塊の世代に属するベテラン技能者から次代を担う若年技能者に対して技術・技能を継承する場として「いばらき名匠塾」を開設することにより、技能の伝承や後継者不足等の問題に対応し、「産業大県いばらき」づくりの推進に寄与する。

- ・技能検定試験 1 級取得などをめざした訓練
- ・機械系，金属加工系，電子技術系職種を基本とする
- ・1 コースあたり定員 5 名以内
- ・対象者は中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね 20 代から 30 代）
- ・ものづくりマイスターや全技連マイスター，高度熟練技能者等の優れた技能者を講師とする

(2) ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能を有し、技能の継承や人材育成の活動ができる者を「ものづくりマイスター」に認定し、その活動を通じてものづくりの振興を図る。また、高校生を対象にものづくり等の事業所において職業体験を行い、若者の職業意識の涵養を図る。

- ・ものづくりマイスター認定数（H12～25）694 名
- ・ものづくりマイスター技能講習会の開催
- ・ものづくり体験教室の開催
- ・ジュニア技能インターンシップ事業（高校生対象）の実施

●職業訓練の充実（職業能力開発課）【再掲 P. 66 参照】

⑦雇用・就業環境の整備

●雇用・就職の促進（労働政策課）

いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターにおいて、就職相談からキャリアカウンセリング、能力開発支援、職業紹介まで一連の就職支援サービスを提供する。

また、若年者や女性、中高年齢者、障害者に対して各種事業を実施し、就職を促進する。

さらに、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、就職支援と併せ、生活に関する相談業務を行うなど、求職者に対する総合的な就職・生活支援を行う。

(1) いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターの就職支援

| | |
|-------------|---|
| 就職相談等の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセラー及び就職相談員による就職相談、職業紹介等の実施 ・各センターに配置した求人开拓員による求人情報の収集 ・各地区センターから遠距離の市町村への出張相談の実施 |
| 若年者等の正規雇用支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業意識の形成や基礎能力の習得を図るセミナーの実施 ・年長フリーターや離職者に対する就職支援セミナーや就職面接会の実施 ・高校との連携による高卒未就職者の登録及び就職支援の実施 ・高校生等に対する就職支援セミナーや大学との連携による出張セミナーの実施 |

(2) 若年者等に対する就職支援

若年者等の就職を支援するため、大卒等就職面接会を開催する。

また、未就職卒業者の早期就職を図るため、就職に必要な基礎研修と企業内研修により正規雇用を支援する。

| | |
|-------------------|---|
| 「大好きいばらき就職面接会」の開催 | 大学卒業予定者等を対象として開催 |
| 大卒等未就職者人材育成事業の実施 | 平成 26 年 3 月卒業及び既卒 3 年以内の大卒等未就職者を支援するため、ビジネスマナーなどの社会人として必要な基礎的知識を習得した後、企業等へ派遣し、企業等で必要なスキルを学び、早期の就職につなげる。 |

(3) 女性の就職支援

育児等を理由に離職した女性の再就職を支援するため、民間職業訓練講座の受講経費の一部を助成する。(助成率:1/2 限度額 10 万円)

(4) 高年齢者の就職支援

就職を通じて社会参加や生きがいの充実を希望する高年齢者に、臨時的・短期的仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対し助成する。

(5) 障害者の就職支援

障害者の雇用促進を図るため、障害者就業・生活支援センターの充実に努めるとともに、国等と連携して、障害者就職面接会や職場適応訓練を実施する。

●雇用機会の創出（労働政策課）

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、今回の震災により離職した被災者等を雇用する震災等緊急雇用対応事業を実施するとともに、被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を行う事業復興型雇用創出事業を実施し、雇用機会の創出を図る。

また、地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後 10 年以内の企業等を委託先として、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出する起業支援型地域雇用創造事業を実施する。

さらに、賃金の上昇や家計所得の増大等、県内企業における従業員の処遇改善に向けた取り組みを支援する処遇改善プロセス支援事業を実施する。

●いばらき労働相談センターの運営（労働政策課）

勤労者を取りまく厳しい状況に対応するため、労使がより相談しやすい体制を整備するとともに、いばらき就職・生活総合支援センターと連携した支援を行うための労働相談窓口を設置する。

| | |
|--------------|---|
| いばらき労働相談センター | 水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター内 平日：9：00～20：00 土日：10：00～16：00 |
|--------------|---|

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）【再掲 P. 13 参照】

(3) 日本の食を支える食料供給基地づくり

①消費者との信頼関係の構築

●茨城農業改革の推進（農業政策課）

茨城農業改革大綱（2011-2015）に基づき、安全・安心な農産物の提供やエコ農業茨城の推進、競争力の向上、担い手の確保・育成、都市と農村の交流促進などについて取り組むとともに、原発事故による風評の払拭に努める。

●農産物の生産管理の徹底（産地振興課）

安全・安心な農産物の供給のために、農産物の生産工程を管理するGAP手法を生産現場へ普及し、適正な生産管理の徹底を推進する。

●農産物の安全性の確保（産地振興課）

放射性物質の影響から農林水産物の安全性を確保するため、検査体制を維持継続し、検査結果の迅速かつ分かりやすい公表を行う。

●安全・安心な畜産物の生産（畜産課）

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産するために、牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進、生産履歴情報の公開、畜産物の放射性物質検査と結果の公表などを推進する。

(1) 牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進

- ・24 か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE 検査を実施

(2) 県産牛の生産情報公開システムの活用推進

- ・県産牛の生産・飼養管理情報を消費者の誰もが検索できるトレーサビリティシステムの活用推進

(3) 畜産物の放射性物質検査と結果の公表を推進

- ・牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の放射性物質検査と結果の公表を推進

●高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化（畜産課）

茨城県産の鶏卵、鶏肉の安全を確保するため、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を実施する。

(1) 発生予防対策

- ・異常鶏発見時の早期通報の徹底と死亡羽数の報告
- ・農場の飼養状況の定期的報告と農場立入検査（年1回以上）

(2) 侵入・監視体制

- ・鳥インフルエンザの侵入リスクが高い地域の農場を選定し、毎月検査
- ・100羽以上を飼養する全ての農場について、年1回検査
- ・湖沼に飛来する水禽類やカラスなど留鳥の検査

(3) まん延防止対策

- ・万一の発生に備えた防疫シミュレーションの実施や防疫資材の備蓄、防疫対応マニュアルの整備、応援協定の締結

●エコ農業茨城の推進（産地振興課、販売流通課、畜産課、農村計画課）

本県農業が、今後とも県内のみならず首都圏への食料供給という責務を担い、持続的な発展を遂げていくため、率先して農村の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地域ぐるみで一体的に進める「エコ農業茨城」を全県的に推進する。

(1) エコ農業茨城の全県的推進

○エコ農業茨城の推進

- ①地域におけるエコ農業茨城の取組の推進
- ②化学肥料と化学合成農薬の5割以上を削減するための作物別栽培技術指針の策定
- ③エコ農業茨城の取組やエコ農産物の県内外へのPR
- ④エコファーマーの認定推進と認定者への技術的支援

○エコ農業茨城の取組への支援

- ①生物多様性等の保全に効果のある営農活動に必要な掛かり増し経費への支援
- ②畜産環境負荷削減対策の推進
- ③農業排水の再利用による循環かんがいシステムの構築及び普及

(2) 事業の概要

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------|---|
| エコ農業茨城拡大推進事業 | 環境保全活動と環境にやさしい営農活動を一体的に行うエコ農業茨城の取組を推進するとともに、そこで生産される「いばらきエコ農産物」を県内外の消費者等にPRを行い、本県農業・農村・農産物のイメージアップを図る。 また、化学肥料と化学合成農薬の5割以上を削減するための栽培技術を確認するとともに、「茨城県有機農業推進計画」に基づく、有機農業の取組を進める。 |
| 環境保全型農業直接支払事業 | 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行う。 |
| 霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業 | 畜産は霞ヶ浦流域負荷の要因の一つとなっていることから、霞ヶ浦の水質保全を図るため、家畜排せつ物処理施設等を整備し、霞ヶ浦流域の畜産からの負荷削減を図る。 |
| 農業排水再生プロジェクト事業 | 霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」の構築を行う。 |

●畜産環境保全対策の推進（畜産課）

畜産農家と耕種農家の連携により、家畜排せつ物処理施設の整備と堆肥の有効利用による資源循環型農業を促進する。

また併せて、霞ヶ浦流域における畜産環境負荷軽減対策を推進する。

(1) 霞ヶ浦流域の畜産による負荷削減対策の推進

畜産は本県農業産出額の1/4を担う重要な基幹部門となっているが、一方では霞ヶ浦の汚染要因の一つとなっていることから、霞ヶ浦流域内畜産農家と流域外耕種農家のマッチングによる良質堆肥の広域流通を促進する。

そのため、堆肥の届出を推進するとともに、耕種農家と堆肥需給情報を共有化し、生産現場における堆肥の流通促進を図る。

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 良質堆肥広域流通促進事業 | 「茨城県たい肥利用促進協議会」へ堆肥コーディネーターを設置し、堆肥の広域流通促進活動を支援する。 また、堆肥利用集団による施設・機械整備への補助、堆肥利用実証圃設置などを支援することにより、生産現場における堆肥利用の拡大を図る。 |

(2) 家畜排せつ物処理施設等の整備に対する助成

家畜排せつ物の処理・利用を推進するため、堆肥化施設、運搬機械等の整備に対して支援する。

(3) 家畜排せつ物の農外利用促進

家畜排せつ物の農外利用を促進するため、エネルギー源としての利用方法について、モデル農場の設置等を通じて調査・検討し、新たな家畜排せつ物処理及び利活用を推進する。

●「茨城をたべよう運動」の展開（販売流通課）

生産、流通、消費関係の団体や行政機関で構成する「茨城をたべよう運動推進協議会」を中心に、県民一丸となって本県農林水産物を食べて応援する「地産地消運動」を強力に推進する。

また、本県の新鮮で安全な農林水産物を県内外に広く発信し、地産地消の気運の醸成や農林水産物の消費拡大を図るため、「茨城をたべよう収穫祭」を実施する。

- ・毎月第3日曜日の「茨城をたべよう Day」とそれから始まる一週間の「茨城をたべよう Week」の周知・普及
- ・直売所、量販店等に「茨城をたべようフラッグ」を掲出
- ・各種イベント等での地産地消PR
- ・生産者と消費者の交流活動を支援
- ・県産農林水産物やその加工品の直売、郷土食グルメイベントの開催



●米の消費拡大の推進（販売流通課）

県産米による米飯給食の提供回数の増加や、小麦粉の代替としての米粉の利用を推進し、米の消費拡大を図る。

| 事業名 | | 事業内容 |
|----------------|----------|---|
| 県産米販売推進・消費拡大事業 | 米飯給食推進事業 | 次代を担う小中学生に対して、ごはんを中心とする日本型食生活を普及定着させるために米飯給食の拡大を支援する。 |

②高品質で商品価値の高い農産物づくりと販売力の強化

●競争力の強い園芸産地の育成（産地振興課、販売流通課）

(1) 消費者ニーズに対応した産地づくり

消費者ニーズに対応した産地づくりを進めるため、市場卸売会社と連携した新たな品目の導入や、本県で開発した品種・技術等によるオリジナル商品づくりを進め、農家の経営安定を図る。

(2) 農業と食品関連産業の連携強化

販売先の確保による経営の安定化を図るため、食品事業者等と連携し、加工・業務用（中食・外食等）の需要に対応した契約取引を推進するとともに、加工に適した品種の選定や流通の簡素化等を支援し、本県園芸を牽引する契約取引のモデル産地を育成する。

(3) 施設の整備

消費者ニーズに対応した産地づくりや付加価値の高い青果物等の安定供給のために必要な、機械や施設等の導入を支援し、競争力の強い園芸産地の育成を図る。

(4) 燃油価格高騰緊急対策

燃油価格の高騰の影響を受けにくい構造への転換を進めるため、県協議会を設置し、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和する仕組み（施設園芸セーフティネット）の推進を図る。

(5) 次世代施設園芸の導入加速化

施設園芸の生産性向上を目的とした試験研究を、研究機関や民間企業と連携して実施することにより、大幅な収量の増加と所得の向上を実現する次世代型施設園芸産地の育成を推進する。

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| 契約取引推進体制強化事業 | 生産者と食品事業者等との契約取引を推進するため、マッチングサイト等を活用した機会の創出や、契約取引に取り組む産地活動・機械整備等を支援する。 |
| いばらきの園芸産地改革支援事業 | 消費者ニーズに対応した産地づくりやコスト低減・作業省力化のために必要な機械や施設等の整備に加え、施設園芸の省エネ設備等の導入を支援する。 |
| 農産園芸共同利用施設整備事業費 | 国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援する。 |
| 儲かる園芸生産拠点整備事業 | 高軒高ハウスと複合環境制御システムを整備し、研究機関や民間企業と連携して、生産性の向上を目的とした試験研究を行うことにより、施設園芸産地の育成を推進する。 |

●いばらき農業元気アップ作戦の展開（農業政策課）

「食の安全安心・高品質をめざすエコ農業いばらき～消費者のベストパートナー茨城農業～」の確立を目指して、生産現場の創意と工夫に満ちた取組を応援し、茨城農業改革を推進する。

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 食と農のチャレンジ事業 | 生産現場における課題解決に向けて農業分野以外の人々の意見なども積極的に取り入れながら、農業者等の組織する団体等が自ら創意工夫した新たな取組みに対し、支援を行う。 |

●買ってもらえる米づくり（産地振興課、販売流通課）

(1) 経営所得安定対策の周知・加入促進

米・麦・大豆やそばなどを対象として稲作農家の経営の安定と水田の有効活用を図るため、経営所得安定対策の説明会の開催等により制度の周知に努めるとともに加入促進を図る。

- ・平成 26 年産米の需要量に関する情報【主食用米の生産目標数量】

全国 7,650,000 トン（面積換算値 1,450,000ha）

本県 341,550 トン（面積換算値 65,430ha）

○主な国の施策

| 施策名 | 施策内容 |
|--------------|--|
| 畑作物の直接支払交付金 | 麦・大豆やそばなどの生産目標数量に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。 |
| 水田活用の直接支払交付金 | 水田で麦・大豆や新規需要米などの戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで直接交付する。 なお、飼料用米と米粉用米については、数量払いを導入する。 |
| 米の直接支払交付金 | 米の生産目標数量に従って生産を行った販売農家等に対して、平成 29 年産までの時限措置として「米の直接支払交付金」を交付する。 |

○県における施策の展開

経営所得安定対策の円滑な実施による食料自給率の向上と、米の生産調整の実効性の確保による水田農業経営の安定を図るため、多様な水田利用の取組や米の消費拡大に向け、以下の施策に取り組む。

○県の施策

| 施策名 | 施策内容 |
|--------------|---|
| 農産振興条件整備支援事業 | 飼料用米や米粉用米などの新規需要米の作付け拡大に必要な施設や機械などの整備に対し支援する。 |

(2) 茨城の「買ってもらえる米づくり」の推進

「消費者や実需者に買ってもらえる米づくり」を推進するため、県産米全体の品質の底上げを図るとともに食味評価向上や業務需要米導入に取り組む産地を育成する。

具体的には、モデルほ場の設置などによる高品質米生産運動を基礎とし、食味評価の向上やニーズに対応した米づくりを推進する。

さらに県産コシヒカリの統一銘柄「いばらきのガンバリコシヒカリ」や「地域オリジナル米」のPRにより、本県産コシヒカリ全体のイメージアップを図る。

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|--|
| 買ってもらえる米づくり推進協議会等設置事業 | 県及び各地域に茨城の米振興協議会等を設置し、県産米の品質改善等を図るとともに、水稻新品種「一番星」の高品質・安定栽培技術を確立するとともに、茨城「コシヒカリ」のイメージアップを図るため、食味の最高評価「特A」獲得を目指したモデルほ場を設置し、実需者等の多様なニーズに対応できる米の産地育成を推進する。 |
| 茨城県産米ブランド確立事業 | 県産米の販売力強化を目的に、コシヒカリの銘柄化と販促活動および大口需要者向け新品種「ふくまる」の販売体制確立に向けた活動を支援する。 |
| 「ふくまる」による茨城米競争力強化事業 | 「ふくまる」推進協議会を設置し、生産振興戦略を策定するとともに、土壤別栽培マニュアル作成のための実証ほ場の設置や先進的栽培技術の実証と確立などを行い、「ふくまる」の普及拡大を推進する。 |

●本県農林水産物のPRと販売促進（販売流通課、産地振興課、畜産課）

(1) 「いばらき農林水産物」の販売促進とブランドづくり

首都圏の量販店等を活用したキャンペーンや各種イベント及び直売所を核とした県内外の消費者へのPR、新たな商品開発や販路拡大を進めるための商談会の開催等により本県農林水産物の販売促進を図るとともに、いばらきの顔となる主要農産物（メロン、コシヒカリ、常陸牛）をはじめとした魅力ある県産農林水産物及び加工品を積極的にPRし、消費者から認められる農林水産物のブランド化を進める。

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|--|
| いばらきの味販売戦略推進総合対策事業 | 統一キャッチフレーズ「うまいもんどころ」を活用して、各種イベントや店頭キャンペーン、ホームページ（いばらき食と農のポータルサイト）などで本県の農林水産物をPRする。 また、地場産コーナーを設置する県内販売店等及び首都圏において本県農林水産物を提供する量販店、料理店を指定し、店舗を拠点とした本県農林水産物のPR等を行う。 |
| いばらきのおいしさ普及拡大事業 | カタログ販売会社や首都圏の料理店等を対象に販売促進活動を展開することにより、首都圏における本県農林水産物の販路拡大と「食」を通じた本県のイメージアップを図る。 また、県内外で本県農林水産物の魅力をアピールするためのキャンペーンを展開するとともに、生産者等が自らの商品の安全性や美味しさを消費者に直接PRする活動を支援する。 |
| いばらき農産物ブランド力強化事業 | 本県産農産物のブランド力を強化するため、農産物のブランド化に関する専門的知見を有する外部人材を起用し、本県農林水産物のブランド力向上のための新たな商品づくりやイメージアップ、効果的なPR等を推進する。 |
| いばらき農産物販売力強化事業 | 首都圏のいばらき農産物提供店で集中的に行う「茨城フェア」や、国内最大級の大規模商談会「スーパーマーケットトレードショー」への出展支援等を通じて、本県農林水産物の販売促進や販路開拓を図る。 |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|---|
| いばらきの農林水産物イメージアップ推進事業 | 各種広報媒体やイベント等を活用して、メロンを中心とした本県の顔となる農産物を重点的にPRする。 また、県のホームページ（いばらき食と農のポータルサイト）を活用し、本県農林水産物のイメージアップと販売促進を図る。 |
| いばらき農産物等輸出拡大事業 | 関係団体や輸出に意欲のある農業法人、企業で構成するいばらき農林水産物等輸出促進協議会が行う事業（輸出セミナーの開催、国際見本市、商談会への出展等）への支援を行うとともに、農業法人等が独自に取り組む海外での販売促進活動への助成等を行う。 |
| 茨城県産米ブランド確立事業（再掲） | 本県産コシヒカリの統一銘柄「いばらきのガンバリコシヒカリ」等について、県内及び首都圏を中心に様々な広報媒体を活用したキャンペーン等を展開し、本県産米の認知度向上を図る。 |
| 農産物需要拡大事業 | 本県産の稲、麦、大豆、そば、落花生及び常陸大黒の需要拡大とブランド化を図る。 |

(2) 茨城の銘柄畜産物のブランド力向上と販売促進

常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏に代表される茨城の銘柄畜産物のブランド力の向上と販売促進活動を推進する。

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 銘柄畜産物ブランド支援事業 | 銘柄畜産物（常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏）のさらなるブランド力を向上させるため、生産者団体等が行うPR活動や品質を向上するための取組に対して支援する。 |

(3) 産地情報の発信

消費者の安全・安心を求めるニーズに対応して本県産農産物をPRするため、生産団体等が生産履歴や産地、作物などの情報を発信する「いばらき農産物ネットカタログ」（愛称：いばらき農みるねっと）の運営を支援する。

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|---|
| いばらき農産物ネットカタログ運営事業 | 農産物の生産履歴情報等を提供する「いばらき農産物ネットカタログ」の安定的な運営を支援するとともに、登録推進と認知度の向上のためのPR等を行う。 |

●自給飼料に立脚した畜産経営の推進（畜産課）

自給飼料の生産拡大、遊休農地等における放牧などを推進し、自給飼料に立脚した畜産経営、安全・安心な畜産物の供給体制の構築を図る。

(1) 草地畜産基盤整備

- ・草地等の造成や未利用地の集積等を通じて飼料生産基盤を強化
- ・併せて畜舎、家畜排せつ物処理施設等を整備し、中核的な畜産農家を育成

(2) 飼料増産対策事業

- ・飼料増産推進会議を開催するとともに、飼料の生産拡大のための指導等や飼料用米、稲WCS等における耕種農家とのマッチングを実施
- ・飼料自給率の向上を図るため、耕作放棄地等での放牧の普及・拡大を推進
- ・自給飼料生産体制の整備に対して支援

●6次産業化の推進（販売流通課）

6次産業化の推進により農業所得の向上や儲かる農業を実現するため、地域の農林水産物等を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓を支援するとともに、アグリビジネス講座の開設や講座修了生の活動支援などを行う。

また、新たな新商品開発の試作や研究開発を支援するため、オープンラボラトリーの活

用を促進するとともに指導体制を強化する。さらに、多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や施設整備を支援する。

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）【再掲 P. 91 参照】

●先進技術の開発と普及（農業経営課）

本県農林水産物の商品性向上や農業経営における低コスト化を図るため、バイオテクノロジー等を利用した実用化技術の開発を推進する。

<これまでの主要な成果>

- ・コギクの需要期安定出荷に向けた露地電照技術の確立
- ・「常陸大黒」の真空調理方法の確立
- ・土壌中のウイルス濃度測定に基づいたピーマンモザイク病発生防止対策
- ・かんしょ「べにまさり」・「ベニアズマ」の生いもデンプン含量に基づく、食味安定のための出荷方法の確立
- ・パイオプシー家畜胚の保存技術の確立
- ・体細胞クローン牛の作出と検定法の確立
- ・たい肥を活用した施肥設計システム「たい肥ナビ」の開発
- ・抵抗性クロマツ等の優良種苗増殖技術の開発
- ・菌根性きのこを活用した林業用苗木の育苗技術の開発

○品種登録及び出願中の品種

| 作物名 | 品 種 名 | 特 性 ・ 特 徴 | 品種登録状況 |
|----------|---------------|----------------------|------------|
| 水稲 | ゆめひたち | 中生，良食味，耐倒伏性強 | H12年7月登録 |
| | ひたち錦（酒米） | 晩生の早，耐倒伏性強 | H15年3月登録 |
| | 一番星 | 極早生，大粒，耐冷性，高温耐性強 | H24年8月出願公表 |
| | ふくまる | 早生の晩，多収，大粒で玄米品質に優れる | H24年9月出願公表 |
| 陸稲 | ゆめのはたもち | 耐干性強，良食味 | H12年2月登録 |
| | ひたちはたもち | 早生の早，耐干性強，耐病性強 | H20年3月登録 |
| ペニバンインゲン | 常陸大黒 | 黒色大粒豆，品質極良 | H14年7月登録 |
| ねぎ | ひたち紅っこ | 葉鞘太・長，濃赤紫，良食味，鍋物向き | H19年8月登録 |
| いちご | ひたち姫 | 大果，5～6月収穫，良食味 | H21年2月登録 |
| | いばらキッス | 良食味，乱形・奇形果発生少，形状良 | H24年12月登録 |
| メロン | イバラキング | 大果，5～6月収穫，良食味 | H22年9月登録 |
| しそ | ひたちあおぼ | 葉形良，外観品質優 | H24年2月登録 |
| クリ | 神峰 | 早生，大果，良食味 | H15年2月登録 |
| なし | 早水 | 早生，大果，糖度高 | H23年12月登録 |
| | 恵水 | 9月下旬収穫，糖度高，日持ち良 | H23年12月登録 |
| きく | 常陸サマーレモン | レモンイエロー色，頂点咲き，7月中旬開花 | H22年3月登録 |
| | 常陸サニーホワイト | 白色，頂点咲き，7月中旬開花 | H22年9月登録 |
| | 常陸サマーゴールド | 黄色，8月中旬開花 | H22年9月登録 |
| | 常陸サマーレビー | 赤紫色，頂点咲き，8月中旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸オータムホワイト | 白色，9月中旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸オータムパール | 白色，9月中旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸オータムレモン | レモンイエロー色，8月下～9月上旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸サニールビー | 濃赤紫色，頂点咲き，6月中下旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸サマースノウ | 白色，頂点咲き，7月下～8月中旬開花 | H23年3月登録 |
| | 常陸サマーあかぬ（仮称） | 濃赤紫色，頂点咲き，7月下～8月上旬開花 | H25年8月出願公表 |
| | 常陸サマーシルキー（仮称） | 白色，頂点咲き，7月下～8月上旬開花 | H25年8月出願公表 |
| | 常陸サニーパニラ（仮称） | 白色，頂点咲き，6月下～7月上旬開花 | H25年8月出願公表 |

| 作物名 | 品 種 名 | 特 性 ・ 特 徴 | 品種登録状況 |
|-----------|--------------|---|------------|
| グラジオラス | プリンセスサマーイエロー | 黄色にオレンジ色の覆輪, 上向きらせん状花, 早生 | H19年3月登録 |
| | 常陸あげぼの | オレンジ色の中輪系, 極早生 | H20年3月登録 |
| | 常陸はなよめ | ピンク色に白のぼかし, 耐病性强 | H24年1月登録 |
| カーネーション | さんご | 淡い黄橙色に赤色の条斑, フラワーアレンジメント・花束向け | H25年1月登録 |
| | きらり | 地色が薄い黄色で, 極薄いピンク色の覆輪が入る, スプレータイプの大輪系 | H24年7月出願公表 |
| | ふわわ | 地色が薄い白色で, 極薄ピンク色の覆輪が入る。スプレータイプの早生で収量が多い | H24年4月出願公表 |
| イタリアライグラス | はたあおぼ | 晩生, 多収, 耐倒伏性 | H18年2月登録 |
| | 優春 | 硝酸態窒素含有量低, 耐倒伏性 | H20年3月登録 |
| | アキアオバ3 | 晩生, 多収, 耐倒伏性 | H21年3月登録 |
| しば | つくば姫 | 緑化期間長, 濃緑, 茎が密 | H19年2月登録 |
| | つくば輝 | 緑化期間長, 茎太, 都市緑化向け | H19年2月登録 |
| | つくば太郎 | 緑化期間長, 生育旺盛, 都市緑化向け | H19年2月登録 |
| センリョウ | 紅珠 | 赤実の品種, 高品質, 多収性 | H24年7月出願公表 |
| | 黄珠 | 黄実の品種, 収量高い | H24年7月出願公表 |

| 発 明 の 内 容 | 登録・出願状況 |
|----------------------------------|-------------|
| 局所施肥方法及び施肥ノズル | H23年3月特許登録 |
| 養液栽培装置と方法 | H20年10月特許登録 |
| 栗甘露煮の製造法 | H23年3月特許登録 |
| 葉菜類の鮮度保持方法 | H24年12月特許登録 |
| 局所施肥方法及び施肥ノズル | H25年4月特許出願 |
| 養液栽培装置と方法 | H22年2月特許出願 |
| ボーベリア・バッシアナ 12B 菌株及び該菌株を用いた微生物農薬 | H25年5月特許出願 |

③農業生産を支える基盤づくり

●農業担い手の確保・育成（農業経営課）

(1) (公社)茨城県農林振興公社における事業

農業内外から新たな担い手を確保・育成するために、(公社)茨城県農林振興公社において次のような事業を行う。

| 事業名 | 事業内容 | 対象者等 |
|------------------|---|----------------------|
| 新規就農相談センター事業 | (公社)茨城県農林振興公社に就農相談員を設置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に対応する。 また、担い手確保・育成のためのPR活動の実施、農業高校等での就農啓発講座などの開催を行う。 | 就農希望者、農業関連高校生、農業大学生等 |
| ニューファーマー育成研修助成事業 | 就農を希望する農家子弟や農業への参入を希望する青年等を、一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成する。 | 農業法人、農協、先進的農業者等 |
| 短期農業体験研修助成事業 | 県内に就農を希望する青年を短期に研修生として受け入れる先進的農業者等に助成する。 | 先進的農業者等 |

(2) いばらき営農塾の開設

就農希望者や就農して間もない者、団塊世代の定年退職者等を含めた中高年Uターン者等に対して、体系的・基礎的な研修を農業大学校で実施し、農業技術等の早期習得を支援する。

| | 営農支援研修 | 定年帰農者等支援研修 |
|------|------------------------------|--|
| 研修内容 | 本格的な農業経営を行うために必要な幅広い農業技術等の研修 | 営農に必要な基礎的な農業技術等の研修 (水稻入門コース, 野菜入門コース) |
| 会場 | 農業大学校 (茨城町) | 農業大学校 (茨城町) |

(3) 新規就農者の就農定着促進

青年の就農意欲の喚起と定着を支援するため、就農前の研修期間と就農直後の所得を確保するための給付金を給付する。

また、農業の経営基盤を持たない新規参入者等が就農しやすくするために実践農場の整備を支援する。

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 新規就農総合支援事業 | 独立・自営就農を目指す原則45歳未満の方を対象に、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金（150万円/年）を給付する。 |
| いばらき実践農場整備支援事業 | J Aや農業法人等が事業主体となり、未利用農地等を活用して新規就農者を受け入れる実践農場を整備する際、県は農地借地料、施設・機械のリース料、技術等アドバイス料などの経費の1/4を助成する。 |

(4) 認定就農者等に対する資金の融資

就農計画の認定を受けた認定就農者等に対し、技術習得のための研修資金や農業経営開始に必要な機械・施設の導入資金等は無利子で融資することにより円滑に就農できるよう支援する。

| 事業名 | 貸付対象(融資機関) | 貸付限度額・償還(据置)期間 |
|---------|---|---|
| 就農支援資金 | 就農に必要な農業技術等の習得のための研修経費 (茨城県農林振興公社) | 農業大学校等での研修 青年：月額5万円 12(4)年以内 中高年：月額5万円 7(2)年以内 |
| | | 国内外の先進農家等での研修 青年：月額15万円 12(4)年以内 中高年：月額15万円 7(2)年以内 |
| | | 農業改良普及員等による指導研修 青年：200万円 12(4)年以内 |
| 就農準備資金 | 就農先の調査、住居移転等就農に当たっての準備経費 (茨城県農林振興公社) | 青年：200万円 12(4)年以内 中高年：200万円 7(2)年以内 |
| 就農施設等資金 | 農業経営を開始する際に必要な機械・施設等の購入経費(農協等) | 青年：3,700万円 12(5)年以内 中高年：2,700万円 12(5)年以内 |

●農業経営の確立への支援(農業経営課)

(1) 認定農業者等への融資に対する支援

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者や集落営農組織が借受けた融資に対して県・市町村と国が利子助成を行うことにより借り受け者の利子負担を軽減し、経営規模拡大や機械・施設の拡充整備などを総合的に支援する。

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|--|
| 農業経営基盤強化資金 利子助成金 | 認定農業者が日本政策金融公庫の「農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)」を借受けた場合の県・市町村による利子助成。 なお、平成26年度の上記資金の貸付けについては、条件により国による貸付け当初5年間についての無利子化措置あり。 |
| 認定農業者育成確保 資金利子助成金 | 認定農業者が「農業近代化資金」を借受けた場合の県・市町村による利子助成。 |
| 農業改革推進資金利子 助成金 | 農協が融資する「新認定農業者育成特別資金」及び「新集落営農組織育成特別資金」に対する県の利子助成による無利子化。 |

(2) 経営構造対策

望ましい農業構造を確立するため地域農業の担い手となるべき経営体の育成・確保及び担い手への農地利用集積など構造改革の加速化に資する機械・施設等の整備を支援する。

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|---|
| 経営体育成支援事業 | 人・農地プラン等に位置付けられた地域の中心経営体等が融資を受け農業用機械や施設を整備する場合、融資残額の一部を補助する。 |
| 地域担い手確保育成整備事業 | 地域農業の担い手となる青年農業者等が経営体育成支援事業を活用し、農業用機械・施設を整備する場合、初期投資の軽減等を図るため県が上乗せ補助する。 |

(3) 農地集積対策

地域での徹底した話し合いに基づく人・農地プラン、経営再開マスタープランの策定や、プランに位置づけられた地域の中心となる担い手への農地集積に必要な取組を支援する。

| 事業名 | 対象市町村 | 事業内容 |
|-----------------|-----------------------|---|
| 農地集積総合支援事業 | 全市町村 (公社)茨城県農林振興公社 | 農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備・運営に対する支援と農地の出し手への機構集積交付金の交付により、担い手への農地集積を推進する。 |
| 人・農地問題解決加速化支援事業 | 下記市町村を除く 38 市町村 | 市町村に対して、人・農地プランを作成・更新する経費を交付する。また、人・農地プランの実行を推進する地域連携推進員（農地集積推進員）の設置に係る経費を助成する。 |
| 地域農業経営再開復興支援事業 | 6 市村※ | 市町村に対して、経営再開マスタープランを作成・更新する経費を交付する。 |

※農地に津波被害を受け国から指定された 6 市村（北茨城市、高萩市、日立市、東海村、鹿嶋市、神栖市）

● J A 生産部会体制の強化（農業経営課）

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|---|
| 産地の担い手づくり支援事業 | 生産組織基盤の強化や産地の維持拡大、担い手の確保育成を図るため、J A 自身が行う消費者の多様なニーズに対応できる生産部会体制強化の取組に対して支援する。 |

●生産基盤の整備（農地整備課）

(1) 生産基盤の整備

大規模経営や複合経営の展開を可能とする水田や畑のほ場の区画整理や水田の汎用化、水田や畑における基幹的農業水利施設の新設・更新、農作物の流通を担う農道の整備など、農業生産の基礎となる生産基盤整備を進める。

| 事業名 | 地区数 | 事業内容 |
|-------------|-----|--|
| 経営体育成基盤整備事業 | 38 | 将来の農業生産を担う経営体（担い手）を育成し、その担い手が地域農業の中心的役割を果たせるよう、必要となる区画整理や用排水路、農道等の基盤整備を総合的に実施する。 |
| 県営かんがい排水事業 | 27 | 水利用の安定と合理化を図るため、農業生産の基礎となる水利条件を整備する。 ・用水機場、排水機場、水路工、排水路工 |
| 県営畑地帯総合整備事業 | 20 | 畑作農業経営の体質強化を図るため、農業用排水施設や農道及び区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。 |
| 計 | 85 | |

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

農業水利施設の適切な保全管理に努めるとともに、既存施設の有効活用と施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な施設の補修・更新を進める。

(3) 生産基盤の整備とあわせた農地流動化

低コスト化農業の実現を図るため、ほ場整備と一体的に農地流動化を推進する。

| 目的 | 事業名 | 地区数 | 事業内容 |
|----------------|--------------------|-----|---|
| 農地流動化 (ソフト) | 経営体育成関連 流動化促進事業 | 11 | 地域の合意に基づく土地利用調整等を促進し、農地の利用集積の促進を図る。 |
| | 農地集積基盤整備 推進事業 | 9 | 貸手農家の土地改良事業分担金の軽減を図ることにより、担い手への農地集積を促進する。 |

(4) 畑地かんがい活用型大規模産地の育成

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|--|
| 畑地かんがい活用 大規模産地育成事業 | 消費者に安全で新鮮・高品質な青果物を安定的に供給するため、畑かんマイスターの派遣等により国営農業水利事業により確保した用水の有効活用を促進し、高収益な園芸産地の育成を図る。 |

●広域営農団地農道の整備（農村環境課）

農業生産性の向上と流通の合理化を進めるため、基幹となる農道の整備を実施する。

| 地区名 | 関係市町村 | 関係面積 | 主要工事 及び数量 | 総事業費 | 進捗率 (%) (H25年度まで) | 工期年度 | |
|-------|------------------------------|--------|---------------|--------|----------------------|------|----------|
| | | | | | | 着手 | 竣工 予定 |
| 県北東部 | 常陸太田市, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市 | 11,256 | 道路工L=29,142 m | 25,769 | 89 | S56 | H29 |
| つくば下総 | つくば市, 坂東市, 常総市, 土浦市, 下妻市, 境町 | 28,060 | 道路工L=12,662m | 7,674 | 95 | H5 | H28 |
| 計 | 2地区 | 39,316 | 41,804m | 33,443 | 90 | | |

●国営農業水利事業の推進（農地整備課）

○那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺8市町村8,617haを対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施する。

<事業概要>

| 受益面積 (ha) | 工期 | 事業内容 | 事業費 (億円) | 進捗率 (%) (H25年度まで) |
|--------------|--------|---|-------------|----------------------|
| 8,617 | H4~H30 | ダム 1ヶ所 (新設) 頭首工 1ヶ所 (改修) 揚水機場 5ヶ所 (改修4ヶ所) 用水路 123km (改修62km) | 782 | 73 |

<事業概要図>



<関係市町村>

水戸市, ひたちなか市,
常陸大宮市, 那珂市, 茨城町,
大洗町, 城里町, 東海村

<施設計画>

| | |
|------|--|
| ダム | 御前山ダム (農業用水専用ダム) 中心遮水ゾーン型ロックフィルダム 総貯水量 7,200 千立方メートル 有効貯水量 6,500 千立方メートル |
| 揚水機場 | 那珂川揚水機場 (新設) 1.95 m ³ /S (水戸市飯富町) 赤沢揚水機場 (改修) 0.72 m ³ /S (東茨城郡城里町) 下江戸揚水機場 (改修) 2.30 m ³ /S (那珂市下江戸) 渡里揚水機場 (改修) 3.71 m ³ /S (水戸市渡里町) 大杉山揚水機場 (改修) 2.53 m ³ /S (水戸市三の丸) |
| 頭首工 | 小場江頭首工 (改修) 5.13 m ³ /S (常陸大宮市三美) |
| 用水路 | 幹線用水路 123km (改修62km) |

④林業・木材産
業の活性化

●緑の循環システムの整備（林政課，林業課）

木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する『緑の循環システム』を確立するため、公益的機能の低下した森林の間伐や、県産材の利活用などを推進するとともに、県民みんなで森林を守り育てる意識の醸成を図る。

(1) 森林機能緊急回復整備事業

森林の公益的機能を回復させるため、荒廃した森林の緊急間伐の実施と作業道等の路網整備に助成するほか、未利用間伐材の搬出・運搬を促進するために助成する。

(2) 身近なみどり整備推進事業

平地林や里山林を対象とした地域の整備目的に沿った森林づくりに対して助成する。

(3) 森林づくり推進体制整備事業

高性能林業機械のレンタル経費に対して助成する。

(4) いばらき木づかいの家推進事業

県産材の利用促進と需要拡大を図るため、木造住宅建築に対して助成する。

(5) いばらき木づかい環境整備事業

県・市町村等施設の県産材を活用した木造化・木質化の推進や、学校等への県産材を使用した机・椅子等の木製品の導入に対して助成する。

(6) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林づくりや木づかい・森林環境学習活動の取組に対して助成する。

(7) 森林・林業体験学習促進事業

現地体験型学習として自然観察施設等において自然観察やネイチャーゲームなどを実施するほか、校内体験型学習として小中学校において木工工作や森林作業を実施する。

また、学校敷地内などで森林環境教育を推進するための環境整備及び指導に助成する。

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課，林業課）

健全で活力ある森林の育成を図るため、造林、間伐等を計画的に実施するほか、地域における森林整備促進のための活動に対して、森林整備地域活動支援交付金を交付する。

●海岸防災林の再生（林業課）

海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹の植栽や保育、松くい虫被害木の伐採等を実施する。

●林業担い手の確保・育成と高性能林業機械の普及促進（林政課）

・森林整備の担い手を確保・育成するため、森林整備担い手対策基金を活用して、担い手の福利厚生の実施等を図るとともに、茨城県林業労働力確保支援センターを通じて、林業事業体の雇用管理の改善や、新たに林業に就業する者に対する支援を行い、林業労働力の確保・育成を総合的に推進する。

・森林組合改革を推進するための提案型施業や低コスト林業技術の導入などに対して支援を行うとともに、林業の機械化により効率的な施業を行うため、高性能林業機械の導入及びレンタル経費に対して助成するほか技術者の養成及び作業システムの確立と普及を図る。

●林業生産基盤の整備（林業課）

・林業経営の合理化と森林管理の適正化を図るとともに、山村地域の生活環境基盤を充実させるための林道を整備する。

・奥久慈地域（常陸大宮市，常陸太田市，太子町）の林業・林産業の活性化を図るとともに、地域の振興と定住環境を改善する奥久慈グリーンライン林道の整備を推進する。

●特用林産物の生産振興と需要の拡大（林政課）

- ・きのこ及びうるし産地としての魅力度をアップするとともに、生産者と消費者の交流会等のイベントを通して、生産振興・消費拡大を図る。
- ・試験研究機関である茨城県林業技術センター「きのこ研究館」と連携し、本格的にきのこの生産を目指すグループへの支援を行う「生産者支援施設」の利活用を促進する。
- ・きのこ類の安全性を確保するため、安全な原木を確保するとともに、放射性物質検査を徹底し、安全・安心な原木しいたけの生産再開を推進する。
- ・出荷制限等の市町村については、制限の解除に向けて放射性物質の影響を低減させるための生産工程管理の実施により、安全な原木しいたけを生産するよう指導する。

(単位 生産量：t, 生産額：百万円)

| 区分 対象作物 | 平成 23 年 (実績) | | 平成 24 年 (実績) | | 対 前 年 比 (%) | |
|------------|--------------|-------|--------------|-----|-------------|-----|
| | 生産量 | 生産額 | 生産量 | 生産額 | 生産額 | 生産量 |
| 生しいたけ | 1,138 | 878 | 687 | 530 | 60 | 60 |
| まいたけ | 251 | 164 | 236 | 151 | 94 | 92 |
| ぶなしめじ | 2,620 | 1,090 | 1,939 | 789 | 74 | 72 |

⑤消費者ニーズ
に応える高品質な水産物供給体制の構築

●夢のあるいばらき漁業の構築（漁政課、水産振興課）

- ・資源管理を実践する漁業者の経営安定を図るため、国の資源管理・漁業経営安定対策に基づき、資源管理計画の履行確認や資源状況の把握、漁業者への指導等を行う。
- ・漁船・漁労設備の近代化を図るため、漁業近代化資金や無利子の沿岸漁業改善資金等の制度資金の融通を行う。
- ・漁業調査指導船「いばらき丸」等を活用した水産資源の解析や人工衛星画像解析等による漁海況予測技術の開発を進めるほか、鹿島灘はまぐり等の主要資源加入動向調査に取り組む。
- ・復旧した栽培漁業センターにおいて、「第6次栽培漁業基本計画（平成22年度～26年度）」に基づき、ヒラメ、アワビ、鹿島灘はまぐり等の種苗生産・放流や技術開発を行うとともに、他県等からハマグリ、アユの種苗供給を受け、放流する取組を支援する。
- ・漁獲可能量（TAC）制度及び漁獲努力可能量（TAE）制度により、国が定めた魚種のうち、県に割り当てられたTAC及びTAE（知事管理分）の漁業種類別配分量やその管理方法等を定めた県計画を策定し、適切な進行管理を行う。
- ・漁業生産の増大のため、藻場増殖場を造成する。
- ・漁業者等による水産資源の保護・培養に重要な藻場等の保全活動を支援する。
- ・漁業の担い手不足に対応するため、漁業就業者確保育成センターを運営し、漁業労働力需給情報の収集・提供等を実施するほか、漁業者グループの経営改善に向けた取り組みを支援する。
- ・漁業士や漁業後継者の活動を支援するとともに、漁業フォーラムを開催し、漁業活動を促進する。
- ・水産業協同組合の経営改善を指導するとともに、漁協経営基盤の強化を図るため、系統上部団体と連携し、合併を促進するための指導を行う。

●交流・連携による地域の活性化（漁政課、水産振興課）

- ・漁協食堂や地魚など水産資源を活用し、県内外から誘客を図るとともに、漁業者等による県産水産物のPR活動を支援し、販売促進と地域の活性化に取り組む。
- ・本県産水産物の消費拡大や地産地消を図るために創設した「いばらきの地魚取扱店認証制度」を推進する。
- ・東日本大震災の影響で、従来より遠隔地から加工原料を調達するために増加した輸送経費や販路の回復・創出に係る経費に対して支援し、水産加工業の経営安定を図る。
- ・水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、



- 水産加工品の消費拡大やPRを進める。
- 水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付や新製品開発等に必要な低利資金を融通する。
- 遊漁の振興を図るため、遊漁船業者の登録や利用者への安全指導を行うとともに、県遊漁船協議会の活動充実を図る。また、漁業と遊漁との紛争防止や問題解決に取り組む。
- 漁港内のプレジャーボート等を指定された施設に係留させ管理することにより、円滑な漁港利用を進める。
- 良好な海岸環境を維持するため、平潟・会瀬漁港海岸の護岸等の復旧、整備を進める。

●消費者に信頼される水産物の提供（漁政課、水産振興課）

- 消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に分かりやすく情報発信を行う。
- イベント等への積極的な参加やスーパー店頭でのPRにより、地魚の需要回復を推進する。
- 漁港については、災害復旧工事を優先しつつ、水産業の総合的な基地づくりと併せ、豊かで住みよい地域づくりに資するため、計画的に整備を進める。

| 区 分 | 箇 所 | 内 容 | 計画期間 |
|-------|-------|------------------------|------------------|
| 漁港の整備 | 平潟漁港 | 臨港道路の整備等 | H14～28 (5年延長) |
| | 大津漁港 | 岸壁、護岸の整備等 (H26 休止) | |
| | 那珂湊漁港 | 護岸整備 (河川港) 等 | |
| | 波崎漁港 | 東・西防波堤、泊地浚渫、道路、漁港浄化施設等 | H24～33 |

- 産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努める。
- 消費者に対し、いばらきの地魚取扱店や旬の水産物の情報を積極的に提供し、本県産水産物の産地イメージの向上と消費拡大を図る。
- 漁協食堂や地魚など水産資源を活用し、県内外から誘客を図るとともに、漁業者等による県産水産物のPR活動を支援し、販売促進と地域の活性化に取り組む (再掲)。

●霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興（漁政課、水産振興課）

- 消費者に対し、いばらきの地魚取扱店や旬の水産物の情報を積極的に提供し、本県産水産物の産地イメージの向上と消費拡大を図る (再掲)。
- 霞ヶ浦北浦の水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、水生植物帯 (ヨシ帯) を造成する。
- 水生植物帯の保全活動を行う団体を支援する。
- コイ網いけす養殖業については、コイヘルペスウイルス病の耐病性や、餌料効率の向上する配合飼料の改良を進め、生産の安定化を図るほか、消費拡大に向けた取り組みを支援する。
- 漁業により混獲される外来魚など未利用魚を回収することにより、魚体を通じ窒素やリンを回収し、水質浄化及び漁業被害の防止を図る。
- 瀬沼産やまとしじみや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組むほか、全国的に不漁となっているウナギについて、生息状況等を調査する。
- 内水面における水産資源の維持増大を図るため、増殖対策やカワウ追いやりの取組を支援する。

⑥農山漁村の活性化

●交流・協働による活力とうるおいのあるふるさとづくり（農村環境課）

都市との交流活動等を促進し、活力とうるおいのあるふるさとづくりを推進する。

| 事 業 名 | 事 業 内 容 |
|------------|--|
| 都市農村交流推進事業 | 市民農園開設支援研修会などの開催やホームページによる情報発信を行い、都市農村交流を推進する。 |

●うらおいと活力ある農村の形成（農村環境課）

- ・農業及び農村の健全な発展並びに県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて農業生産基盤及びこれと関連をもつ農村生産環境の整備を総合的・一体的に実施する。
- ・農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う農業用排水路の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の景観形成活動、農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動（補修・更新）などを支援する。

| 事業名 | 地区数 | 事業内容 |
|------------|-----|--|
| 農村振興総合整備事業 | 4 | 農村地域の特性に応じた生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備する。 ・農業生産基盤整備，農村生活環境基盤整備 |
| 農村空間整備事業 | 2 | 農村の有する豊かな自然，農業伝統文化や農村景観等を展示物とし，地域全体を「田園空間博物館」として位置づけ，地域・都市住民のための自然，歴史を楽しむ博物館として整備する。 1～数市町村の全域を対象とする。 |
| 農村交流基盤整備事業 | 1 | 農村の有する豊かな自然，農業伝統文化等多面的な機能を再評価し，地域の特性を生かした魅力ある田園空間づくりによる都市との共生を推進するため，地域の新たな人の流れの創造を図る道の整備を行う。 |
| 多面的機能支払交付金 | — | 地域共同で行う地域資源（農地，水路，農道等）の基礎的保全管理，資質向上を図る共同活動，施設の長寿命化を図る活動等に対して支援する。 |

●中山間地域農業・農村の活性化（農村環境課）

条件不利地域である中山間地域の活性化を図るため、基幹産業である農業の振興と快適に暮らせる生活環境の整備を推進する。

| 事業名 | 地区数 | 事業内容 |
|-----------------|-----|--|
| 中山間地域等直接支払交付金事業 | 9 | 多面的機能の確保を図るため、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対し交付金を交付する。 |
| 中山間地域総合整備事業 | 3 | 地域の立地条件に即した農業基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。 ・農業用排水施設整備，農業集落道等 |
| ふるさと水と土保全対策事業 | — | 中山間地域等における土地改良施設等の保全活動支援等のために造成した基金を活用し，土地改良施設の利活用及び保全活動等の促進に対する支援を行う。 ・ふるさと水と土基金 6.6億円（H5～H9積立） ・棚田地域水と土基金 3.6億円（H10～H11積立） |

●耕作放棄地の解消とその有効活用（農業経営課）

耕作放棄地は依然として増加傾向にあることから、その解消と有効利用に向けた取り組みを推進する。

| 事業名 | 事業内容 | 実施主体 |
|-----------------|---|---------------|
| 耕作放棄地再生利用対策交付金等 | 耕作放棄地の再生や土づくり，再生農地において利用する農業用機械・施設の整備等を総合的に支援する。 (H21～H30) | 茨城県耕作放棄地対策協議会 |
| いばらきの畑地再生事業 | 耕作放棄地の解消及び未然防止のため，点在する耕作放棄地及び周辺農地を一括で借上げ整備し，農業生産法人等に貸し付ける。 (H25～H27) | 茨城県農林振興公社 |

(4) 人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり

①魅力ある観光の推進

●誘客の促進（観光物産課）

(1) 漫遊いばらき観光キャンペーン事業

本県の優れた観光資源を全国に宣伝紹介し誘客の促進を図るため、観光キャンペーン等を展開する。

- ・各種の広報媒体を活用した宣伝活動
- ・参加体験型イベントの実施、宣伝
- ・県内各地を紹介する広域周遊促進事業の展開
- ・旅行業者等を対象とした誘致活動の展開
- ・広域周遊観光等を促進する市町村・観光事業者の連携に対する支援

(2) 宿泊観光推進事業

本県への宿泊旅行の動機付けと、周辺観光施設等への周遊を促進するため、プレミアム付き宿泊券を発行するほか、宿泊券の発行に連動して、観光施設や土産物店等の割引特典を付与し、周遊観光を促進する。

(3) いばらき夢ガイド設置事業

本県の案内や紹介を充実させるため「いばらき夢ガイド」を設置し、観光イベント等の会場において観光をはじめとした県政全般の案内・紹介を行うとともに、茨城空港インフォメーションや都内アンテナショップ「茨城マルシェ」において、継続した案内・紹介を行う。

(4) 魅力発信支援事業

首都圏や就航先、北関東道沿線において、電源地域を中心とした本県の優れた観光資源を新聞・フリーペーパー等を活用して情報発信するとともに、観光キャンペーンなどで広く紹介し、本県への誘客を促進し、観光産業の育成を図る。

(5) いばらき・とちぎ魅力発信事業

本県の立地特性を踏まえ、栃木県と一体となった魅力ある宣伝活動を実施することにより、旅行意欲を増加させ、茨城空港の就航先等から観光客を誘致する。

(6) 茨城ブランド育成・販路拡大支援事業

多様化する消費者ニーズに対応した売れる特産品づくりを促進するため、首都圏のバイヤーやデザイナーなど専門家によるブランディングセミナーを開催、茨城県産品のブランド力向上を図る。

●国際観光の促進（観光物産課）

(1) 国際観光誘客促進事業

近隣県との連携による海外旅行業者やメディア招へいを実施し、広域観光の推進を通じて県内宿泊商品の造成を促進するとともに、観光資源のPR等を行うことにより本県への外国人観光客の誘客を促進する。

(2) 外国人観光客誘客促進事業

中国、台湾、東南アジア等からの観光客の増加と県内周遊の定着化等を図るため、本県の知名度向上及び旅行商品の造成促進や催行支援を行うとともに、県内の受入体制づくりを進める。

- ・現地での旅行博を活用した商談会、本県を含む旅行商品及び本県観光のPRやメディア等を活用したPRの実施
- ・中国語、英語等に堪能な者や旅行動向に精通した者を雇用し、誘客に向けた各種取り組みの実施
 - －茨城空港内での旅行者サポート
 - －旅行業者に対するモデルコースの提案や紹介・あっせん
 - －県内のホテル・旅館や商業施設への外国語表記支援、無料Wi-Fi提供環境整備支援
 - －県内宿泊商品を造成・催行した現地旅行業者に対する支援など
- ・首都圏にある海外の旅行業者等を回って本県を含む旅行商品の造成を働きかける職員を

採用

- ・県内宿泊商品に対する無料バスの提供

●観光客の受入態勢の充実・強化（観光物産課）

(1) 漫遊いばらき観光キャンペーン事業

観光ボランティアガイドの活動の充実とおもてなしや観光サービスの向上等を目的に、基調講演や研修会などを行う「観光ボランティアガイド茨城県大会」を開催し、観光ボランティアガイドの活動を支援するとともに、誘客促進と観光地の魅カアップを図る。

(2) おもてなしレベルアップ事業

おもてなしを向上させようという頑張る宿泊施設に対して実態調査を実施し、現状と課題に基づいた調査報告会を行うとともに、実態調査の対象施設のうち、希望する施設に対してフォローアップ研修を実施することにより、県内宿泊施設におけるおもてなしのレベルアップを図る。

(3) 外国人観光客受入体制整備事業

外国人観光客に適切な接客を行える人材を育成するため、茨城空港ターミナルビル内の店舗において、語学研修やマナー研修を実施する。

●本県物産の販売促進（観光物産課）

(1) 郷土工芸品育成支援事業

県産品の販路拡大を図るため、県産品の広報宣伝を行い、効果的な販売促進を図る。また、伝統的技術に基づき製造された絨織物や焼き物、石材加工品その他の工芸品を「郷土工芸品」として指定し、郷土工芸品展を展開することで郷土工芸品の認知、愛用促進、販路の開拓を図る。

●いばらきのイメージアップの推進（広報広聴課）

メディア媒体等を積極的に活用し、観光地や特産品など茨城の魅力を発信し、本県のイメージアップを推進する。

(1) テレビ情報発信強化事業

テレビを活用し、本県の観光地や特産品などの本県の魅力を首都圏の視聴者に向け発信する。

○「磯山さやか旬刊！いばらき」

・毎週金曜日 テレビ朝日 午前10：25頃～（2分）

・ダイジェスト版の放送（30秒4本/週）※県HPやYOUTUBEなどで動画を公開

(2) いばらきアンテナショップ運営事業

東京銀座の「茨城マルシェ」において、県産品の販売や料理提供等を通じて、メディアや消費者に対し、観光や県産品の魅力をPRする。

(3) 県外メディア活用魅力発信強化事業

① パブリシティ活動強化事業

PR会社等を活用し、メディアへの効率的・効果的なパブリシティ活動を推進する。

② 関東ローカル活用

関東ローカル局を活用し、観光や県産品等のCMを放送する。

(4) イメージアップキャンペーン推進事業

① イメージアップキャンペーン

テレビ等で活躍する本県出身のタレント等を活用し、メディア等でのPR活動を通じて本県の魅力を全国に向けて発信する。

② 水戸黄門キャラクター活用

「水戸黄門」の知名度を活用し、県内外のイベント等に参加し、観光や特産品など本県の魅力をPRする。

(5) いばらき大使等活用事業

「いばらき大使」等本県ゆかりの著名人をイベントやメディアでの露出に活用し、広報宣伝効果を高めることで観光誘客や県産品の販売促進を図る。

(6) フェイスブック等を活用した情報発信

フェイスブック等を活用し、本県の魅力を紹介する双方向の情報発信を行う。

●郷土愛の醸成と県民による魅力発信（広報広聴課）

県民自らが、本県の歴史や文化をはじめ、豊かな地域資源など郷土の魅力を積極的に情報発信することで、茨城のPRを図るとともに、郷土愛を醸成していく。

○いばらきインターネットテレビ事業

県内各地域の様々な情報をわかりやすく紹介する動画を制作し、インターネットを通じて、生中継も交えて県内外に発信する取組みを実施する。

●フィルムコミッションの推進（観光物産課）

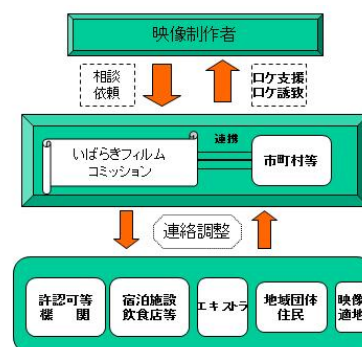
(1) フィルムコミッション

①目的

- ・映像を通じて本県のイメージアップや観光など交流の促進を図る。
- ・新たな地域資源を発掘し、魅力ある地域づくりにつなげる。

②事業内容

- ・県内外へのロケ情報発信の充実
県民等へのロケ情報の発信（ホームページ、パブリシティの活用等）
- ・ロケ地を活用した交流拡大
観光など交流の促進（ロケ地マップの活用、旅行者等への情報提供等）
- ・ロケ誘致の拡大、ロケ支援の充実強化
映像制作会社へのPR（ホームページの充実等）、ロケ適地の発掘、ロケに関する相談・紹介
- ・全県的なロケ支援体制の確立
県フィルムコミッション等協議会による連携（ロケ適地情報の共有など）、市町村連絡会議の開催等
- ・関係機関との連携
ジャパン・フィルムコミッション等との連携



③ロケ実績（平成25年度）

- ・映画「あさ・ひる・ばん」（常総市：石下中央公民館）
- ・映画「魔女の宅急便」（日立市：かみね動物園）
- ・映画「パトレイバー」（高萩市：AP&PP 高萩事業所）
- ・TVドラマ「花子とアン」（大子町：旧上岡小学校）
- ・TVドラマ「35歳の高校生」（行方市：旧麻生中学校）

(2) 映像祭を活用した茨城の魅力発信事業

FC活動で培ったネットワークや全国有数のロケ地としての実績を踏まえ、「映像」という人々の意識に大きなインパクトを与えるツールを活用するため、米国アカデミー賞公認国際短編映画祭と連携し、国内外の映像関係者などに茨城の魅力を発信する。

●歴史的・文化的資産の保存・活用と公園の整備推進（公園街路課）

魅力ある観光拠点として、偕楽園や弘道館といった歴史的・文化的資産の保全・活用を図るとともに、多様なレクリエーションニーズに対応した公園の整備を推進する。

②個性を活かした魅力的な地域づくりの推進

●地域再生の推進（地域計画課）

地域経済の活性化や地域雇用の創出を推進するため、国が補助金制度の改革、権限移譲などの支援を行う地域再生制度を活用し、地域自らの創意工夫による地域の特性や資源を活かして地域の再生を図ろうとする取組を推進する。

●自主的・個性的な地域づくりの推進（地域計画課）

住民・企業など多様な主体の参加と連携による地域の振興を図る地域づくりに対する支援を行い、特色ある地域づくりを推進する。

- ・いばらき地域づくりねっとの運営
- ・いばらき地域づくり人材育成講座の開設

●つくばエクスプレス沿線のまちづくり（つくば地域振興課、都市整備課）

つくばエクスプレス沿線地域において、環境に優れた質の高い良好な住宅地を提供するなど、土地区画整理事業による「住む街」の整備とあわせて、つくばの大きな特徴である研究学園都市の知的集積を活かして「働く街」を形成、企業誘致を推進する。

さらに、「充実した都市機能」、「豊かな自然」、「知的な環境」という3つの魅力を享受できる本県沿線地域ならではのライフスタイルを「つくばスタイル」として提唱し、積極的にPRしながら宅地販売を推進する。

H26.5時点

| 市町村名 | 地区名 | 施行者 | 地区面積 (ha) | 事業期間 (年度) | 総事業費 (億円) | 平成26年度事業概要 |
|-------------|---------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------------|
| 守谷市 | 守谷駅周辺 | 守谷市 | 39 | H6～H21 | 247 | |
| | 守谷東 | 組 合 | 40 | S63～H18 | 207 | |
| つくば みらい市 | 伊奈・谷和 原丘陵部 | 茨城県 | 275 | H5～H29 | 718 | 清算手続 |
| つくば市 | 萱丸 | 都市再 生機構 | 293 | H12～H30 | 511 | 区画道路工事, 造成工事, 公園整備工事, 換地処分 |
| | 島名・福田 坪 | 茨城県 | 243 | H12～H41 | 558 | 区画道路工事, 造成工事, 物件補償等 |
| | 上河原崎・ 中西 | 茨城県 | 168 | H12～H41 | 369 | 区画道路工事, 造成工事 |
| | 葛城 | 都市再 生機構 | 485 | H12～H30 | 670 | 区画道路工事, 造成工事, 公園整備工事, 換地処分 |
| | 中根・金田 台 | 都市再 生機構 | 190 | H16～H33 | 264 | 区画道路工事, 造成工事, 調整池工事, 物件補償等 |

●つくば国際会議場の運営（つくば地域振興課）

筑波研究学園都市の研究開発機能や国際交流機能の強化、及び集客効果による地域経済の活性化を目的に、つくば国際会議場の適切な管理運営を行う。

| | |
|------|--|
| 所在地 | つくば市竹園2丁目20番地3号 |
| 敷地面積 | 約 16,600 m ² |
| 延床面積 | 約 23,000 m ² |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造4階建 |
| 施設構成 | 1,258人収容大ホールほか中小18室の会議室 |
| 主な設備 | 6ヶ国語同時通訳設備、400インチハイビジョン対応プロジェクター、AVネットワーク設備、TV会議システム、LAN設備、その他 |
| 総事業費 | 約 186 億円（うち県事業費約 146 億円） ※（独）科学技術振興機構との合築 |
| 開館 | 平成 11 年 6 月 1 日 |
| 催事件数 | 1,660 件 うち国際会議 61 件（平成 25 年度実績） ※ 日本政府観光局（JNTO）発表の「2012 年（暦年）国際会議統計」において、つくば国際会議場の国際会議件数は 41 件で、全国の施設の中では第 9 位、国際会議場施設別では第 4 位となった。 |

● 県北地域の振興（県北振興課）

(1) “いばらき さとやま生活” の発信

県北地域の豊かな自然環境などを活かし、地域とふれあいながら体験交流を楽しむ“いばらきさとやま生活”のブランド化を図るため、首都圏へのPRなどに努め、交流の拡大や地域の活性化に取り組んでいく。

- ・各種マスメディア等を活用した効果的な情報発信
- ・食を活用した交流拡大
- ・体験型教育旅行の受入拡大など



(2) 県北地域ビジネス創出支援事業

県北地域の資源を活用した起業家育成講座や優れた提案への活動経費の支援等を行う。

- ・地域特有の資源を活かしたビジネスプランの募集・採択
- ・起業コーディネーターとの連携によるプラン実現への支援

(3) アイデア提案型インターンシップ促進事業

県版の地域おこし協力隊を活用し、若者のアイデアを期待する県北地域の企業に、都市部の大学生等をインターンシップとして一定期間派遣し、企業経営の活性化や創意工夫を触発する。

(4) 県北アートフェスティバル開催準備等事業

県北地域におけるアートフェスティバルの平成 28 年度開催に向けた全体構想等を策定するとともに、公募アーティストへの創作活動の支援等を行う。

(5) 県北特産品振興事業

首都圏での常陸秋そばのPRや県北地域の特産品開発等の検討を行い、地場産業の振興と誘客促進を図る。

(6) 県北アウトドア魅力発信事業

県北地域におけるバンジージャンプやカヌー等のアウトドアスポーツのPRやポイント制度の導入により、アウトドアスポーツの振興と誘客促進を図る。

(7) 「茨城県北ジオパーク」推進事業

県北ジオパークとつくばサイエンスツアーなどを組み合わせた広域連携ツアーの造成により、県内外に新たな地域資源の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。

(8) 過疎地域の自立促進

過疎地域自立促進特別措置法のもとで、住民福祉の向上や雇用の増大を図り、過疎地域の自立を促進するため、「茨城県過疎地域自立促進計画」等に基づき事業の推進を図る。

(9) 過疎地域自立促進交付金

過疎市町が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対し支援する。

- ・対象団体 過疎市町（4市町・9地域）
- ・対象事業 過疎債を財源に実施する事業（道路、下水道等の公共事業を除く）

●水郡線の活性化（企画課）

震災の風評被害等が残る県北地域のさらなる誘客と振興を図るとともに、水郡線及び沿線地域の活性化を図るため、水郡線全線開通 80 周年を機に、県・沿線市町・JR等が連携して、PR活動及び関連イベント等を展開していくほか、水郡線においてSLを運行する。

●圏央道 I C 周辺における市街地の整備（都市整備課）

圏央道阿見東インターチェンジ周辺において、流通・生産・研究・業務等の産業系と商業系及び住居系を併せ持つ複合的な市街地整備を図る。

○阿見吉原土地区画整理事業（全体計画約 161ha）

- 平成 11 年 6 月 都市計画決定
- 平成 15 年 11 月 事業計画の決定【東工区事業化】
- 平成 18 年 1 月 事業計画（第 1 回変更）の決定
- 平成 22 年 9 月 事業計画（第 2 回変更）の決定【西南工区事業化】
- 平成 24 年 11 月 事業計画（第 3 回変更）の決定【大街区化等】
- 平成 25 年 7 月 事業計画（第 4 回変更）の決定【土地利用計画変更】
- 平成 26 年 2 月 換地処分公告【東工区】

| | 東工区 | 西南工区 | 全体 | 備考 |
|------|---------|----------|----------|-------------|
| 計画面積 | 55.2ha | 105.6ha | 160.8ha | |
| 事業期間 | H15～H30 | H22～H36 | — | 清算期間 5 年を含む |
| 事業費 | 約 86 億円 | 約 146 億円 | 約 232 億円 | |

<平成 26 年度事業概要>

- ・東工区：清算業務、保有土地の処分等
- ・西南工区：道路及び宅地の整備、保有土地の処分等

●ひたちなか地区の整備（地域計画課ひたちなか整備室）

(1) 開発計画の概要

ひたちなか地区の開発は、北関東地域の新たな国際物流拠点としての茨城港常陸那珂港区や首都圏の広域的レクリエーション需要の増大に対応する国営ひたち海浜公園などの整備を中心に推進している。

| 用途 | 具体的用途（予定施設等） | 面積（ha） | 事業主体 |
|---------------|---|----------------------|--------------------------|
| 国営公園用地 | 国営ひたち海浜公園 | 350.0 | 国土交通省 |
| 流通港湾施設用地 | 茨城港常陸那珂港区 ※当初面積194haは陸地部分のみ ※中央ふ頭地区、南ふ頭地区が完成した際は748haとなる 石炭火力発電所 | 194.0 (748) | 茨城県、国土交通省 東京電力(株) |
| | 流域下水道終末処理場（那珂久慈浄化センター） | 35.0 | 茨城県 |
| 土地区画整理事業用地 | 事業用地（留保地（国有地）、県取得地） | 258.7 | 茨城県 |
| | 公園用地（ひたちなか市長砂公園） （ひたちなか市総合運動公園） | 22.6 | ひたちなか市 |
| | 上水配水場用地（ひたちなか市馬渡配水場） | 2.2 | ひたちなか市 |
| | 漁業無線局用地（茨城県漁業無線局） | 1.0 | 茨城県 |
| | 広域斎場用地（常陸海浜広域斎場） | 2.3 | ひたちなか・東海広域事務組合 |
| | 道路（R245他） | 5.8 | 茨城県、ひたちなか市 |
| | 準国有地（安全運転センター） 民有地 | 0.3 1.7 | 自動車安全運転センター |
| 自動車安全運転センター用地 | 自動車安全運転センター | 100.0 | 自動車安全運転センター |
| 日本原子力研究開発機構用地 | 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 | 34.0 | 日本原子力研究開発機構 |
| 市街地整備用地 | 土地区画整理事業関連用地（阿字ヶ浦土地区画整理事業） | 11.7 | ひたちなか市 |
| 幹線道路用地 | 幹線道路5路線 他 | 76.8 | 茨城県、ひたちなか市 |
| 工業団地造成事業用地 | 常陸那珂工業団地 | 73.4 | 茨城県 |
| | 公園用地（ひたちなか市那珂湊運動公園） | 12.0 | ひたちなか市 |
| | 現道 | 0.5 | ひたちなか市 |
| 合計 | | 1,182.0 (1,736.0) | |

注：（ ）は埋め立て地を含む面積である。

(2) 開発の現況（関連主要事業）

<茨城港常陸那珂港区>

- H10.12 北ふ頭内貿地区供用開始
- H11.5 内航定期航路開設
- H12.5 北ふ頭外貿地区供用開始
- H12.8 外航定期航路開設
- H13.2 中央ふ頭工事着工
- H18.3 中央ふ頭耐震強化岸壁（-7.5m）供用開始
- H21.8 中央ふ頭-9.0m岸壁供用開始

<常陸那珂火力発電所>

- H10.12 1号機着工
- H15.12 1号機営業運転開始
- H21.7 2号機着工
- H25.12 2号機営業運始開始

<北関東自動車道関連>

- H11.7 東水戸道路及び常陸那珂有料道路全線供用開始
- H12.3 常磐自動車道に接続

計 画 図



H20.12 東北自動車道に接続

H23.3 北関東自動車道全線供用開始

<国営ひたち海浜公園>

H3.10 一部(70ha)開園(H26.3現在191.9ha開園)

<常陸那珂土地地区画整理事業地>

H元.10 事業計画決定

H9.2 換地処分

<常陸那珂工業団地>

H元.11 工事着工

H5.2 分譲開始

<ひたちなかテクノセンタービル>

H9.7 業務開始

(3) 国際港湾公園都市構想

県北地域はもとより、本県全体の均衡ある発展を図るため、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園が整備されるひたちなか地区及びその周辺地域において、快適な環境の職場と質の高い遊びの場が融合した「ビジネス・アンド・プレジャー」の実現を目指した都市づくり構想である。

国際港湾公園都市は、次の3つの都市像から構成される。

- ・国際的な流通拠点都市
- ・高度技術産業集積都市
- ・レクリエーション・リゾート都市

(4) 都市づくりの方針

ひたちなか地区においては、茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道(H23年3月全線開通)などの基盤整備が順調に進んでいる。これらを踏まえ、常陸那珂国際港湾公園都市構想の実現に向けて、土地地区画整理事業により都市基盤の整備が図られた市街地地区において賑わいと活力のある都市づくりを進めるとともに、工業団地等においては高度先端技術産業を基本としながら集積の進む建設機械をはじめ港湾利用型の産業の集積を図り、県北地域の新たな生産物流拠点の形成を目指す。

- ・常陸那珂土地地区画整理事業地の土地利用計画の決定(H5.7)
- ・ひたちなか地区留保地利用計画の決定(H18.8)

●いばらきのイメージアップの推進(広報広聴課)【再掲P.111参照】

●郷土愛の醸成と県民による魅力総発信(広報広聴課)

県民自らが、本県の歴史や文化をはじめ、豊かな地域資源など郷土の魅力を積極的に情報発信することで、茨城のPRを図るとともに、郷土愛を醸成していく。

(1) 「先輩からのメッセージ」講演会の開催・放送

いばらき大使等が母校等において、ふるさと茨城の素晴らしさや生きる誇りを後輩たちに伝える講演会を開催するとともに、この講演会を中心とした番組を制作し、県内メディアを活用して発信する。

(2) いばらきインターネットテレビ事業【再掲P.112参照】

●いばらきイメージアップ大賞による取組等の顕彰(地域計画課)

元氣ないばらきづくりに貢献する県民・企業・行政などの様々な取組を表彰し、県内の優れた活動や地域資源を県内外にアピールすることにより、郷土への訪りの醸成と県の一層のイメージアップを図る。

表彰名：いばらきイメージアップ大賞

③多様な交流を支える広域交通ネットワークの充実

●東関東自動車道水戸線の整備（道路建設課）

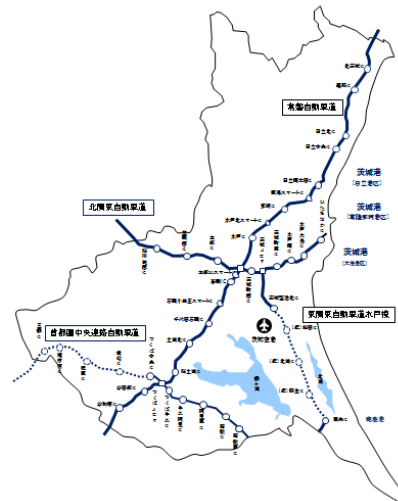
茨城港や鹿島港などの重要港湾、成田空港、茨城空港などの国際拠点を結び、地域間の連携と交流の促進に寄与する高速自動車国道である。

(1) 全体計画

- ・区間 東京都練馬区～茨城県水戸市
- ・延長 約 140km (他路線との重複区間を除く)
- ・規格 高速自動車国道，4車線，設計速度 80～120km/h

(2) 県内計画

- ・区間 千葉県境（潮来市）～水戸市
- ・延長 約 51 km (他路線との重複区間を除く)
- ・通過市町 潮来市，行方市，鉾田市，茨城町



(3) 経緯

| 区間 | 延長 | 経緯 |
|---------------------|--------|--|
| 千葉県境～潮来 I C | 約 2km | S47 年度事業化（施行命令） S47. 6 整備計画決定 S62. 11 供用 |
| 潮来 I C～（仮）鉾田 I C | 約 31km | H21 年度事業化 H21. 5 整備計画決定 |
| （仮）鉾田 I C～茨城空港北 I C | 約 9km | H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化（施行命令） |
| 茨城空港北 I C～茨城町 J C T | 約 9km | H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化（施行命令） H22. 3 供用 |

(4) 平成 26 年度事業概要

- ・潮来 I C ～（仮）鉾田 I C（約 31km） 用地買収
- ・（仮）鉾田 I C ～茨城空港北 I C（約 9km） 用地買収，工事

●筑西幹線道路の整備（道路建設課）

県西地域の古河市や筑西市などを結ぶとともに、北関東自動車道とも連絡し、水戸市を中心とする県央ゾーンや茨城港等の県北臨海ゾーンとの交流を促進する広域的な幹線道路として整備を推進する。

(1) 全体計画

- ・区間 北関東自動車道桜川筑西 IC ～国道 4 号（古河市）
- ・計画延長 約 44km
- ・規格 4 車線（暫定 2 車線整備）

(2) 整備済区間

- ・国道 50 号 4 車線化（桜川筑西 IC 関連区間） L = 0. 4km
- ・県道筑西三和線関城バイパス開通 L = 4. 3km
- ・筑西市協 111 号開通 L = 3. 0km
- ・筑西三和線 鬼怒川大橋開通 L=1. 1km
- ・柳橋恩名線（市道三和 0113 号線）開通 L=3. 3km

(3) H26 事業概要

- ・国道 50 号の整備を促進する。
- ・筑西市における合併市町村幹線道路緊急整備支援事業（筑西市道一本松・茂田線）の整備を支援する。
- ・県道筑西つくば線（仮）小貝川新橋の整備を推進する。
- ・鬼怒川大橋～国道 1 2 5 号までの区間は，県，結城市，八千代町が分担して整備を推進する。（用地補償・工事）

● ETC専用インターチェンジの整備（道路建設課）

ETC搭載車に限定した追加のインターチェンジ（スマートインターチェンジ）は、地域の活性化に資することから、構想を持つ地元市町村に対し国や東日本高速道路（株）との調整や事業に向けた手続き等について積極的に支援する。

○構想中の箇所

- ・水戸北スマートIC（フルインター化）
- ・（仮称）上河原崎・中西地区スマートIC
- ・（仮称）つくばみらいスマートIC

●常磐線の東京駅乗り入れの推進（企画課）

平成26年度末に予定されている常磐線の東京駅乗り入れは、利用者の利便性の向上や沿線地域の活性化のみならず、県のイメージアップにもつながることから、沿線自治体等と連携しながら、乗り入れ本数確保等に向けた取組を推進する。

●つくばエクスプレスの利用促進（企画課）

平成17年8月に開業したつくばエクスプレスの、より一層の利用促進を図るとともに、沿線自治体等と連携しながら、東京延伸を推進する。

○つくばエクスプレスの概要

- ・開業 平成17年8月24日
- ・運行区間 秋葉原～つくば
- ・総延長 58.3km（うち県内延長約24.2km）
- ・所要時間 45分（快速電車利用）
- ・駅数 20駅（うち県内6駅）
- ・建設費総額 約8,081億円
- ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター）

④茨城空港の就航対策と利用促進

●茨城空港の利活用促進（空港対策課）

| | |
|-------|---|
| 正式名称 | 百里飛行場（愛称：茨城空港） |
| 位置 | 小美玉市 |
| 空港の種類 | 共用空港 |
| 設置管理者 | 防衛省 |
| 施設概要 | A滑走路 長さ2,700m×幅45m B滑走路 長さ2,700m×幅45m 駐機場 19,910㎡ 駐機スポット数 4 |
| 運用時間 | 9:30～21:00 |
| 就航路線 | 神戸便（1日2往復4便） 札幌（新千歳）便（1日2往復4便） 那覇便（1日1往復2便）※神戸経由 米子便（1日1往復2便）※神戸経由 福岡便（1日2往復4便） 名古屋便（1日1往復2便） 上海便（週6便）（平成26年4月現在） |

(1) 事業目的

本県の進める陸海空の広域交通ネットワークの一つとして、北関東地域の航空需要に対応する首都圏の空港である茨城空港の利活用の促進を図る。

(2) 事業概要

茨城空港の更なる就航路線や安定的な需要の確保に努めるとともに、旅客ターミナルビルへの誘客策を講じることにより、賑わいのある空港づくりを進める。

（平成26年度事業）

○就航促進事業

- ・チャーター便の誘致促進

- ・国内外向けエアポートセールス
- ・運航コスト低減のための支援 など

○利用促進事業

- ・1,000円レンタカープラスキャンペーンなどの取り組みの実施
- ・乗合タクシー実証運行
- ・IBRマイエアポートクラブの運営
- ・茨城空港利用圏拡大事業 など



⑤安全で利用しやすい港づくり

●茨城港の整備（港湾課）

茨城港は、北関東自動車道などの交通インフラを活用し、産業や人々が交流する拠点性を高め、より国際競争力のある港湾とするため、「日立港」、「常陸那珂港」、「大洗港」の県北3港を統合し誕生した。港湾の規模拡大と知名度の向上によるブランド力の発揮を目指すとともに、各種手続きの一元化を始めとする顧客志向の港湾サービスの提供を進める。

また、東日本大震災により被災した施設については、平成26年以内に復旧が完了する予定であり、今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

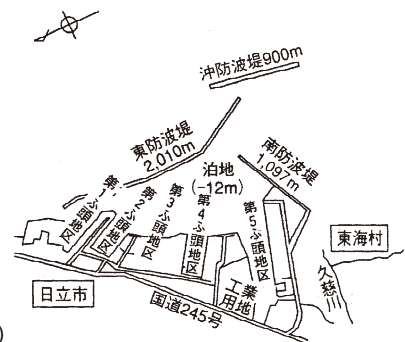
(1) 日立港区の整備

完成自動車、石油類、生乳、LNG等を取り扱う物流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和42年 6月 重要港湾指定
- 平成 元年 3月 第4ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成 2年 7月 日立港物流センター完成
- 平成 3年12月 第4ふ頭コンテナターミナル供用開始
- 平成 4年10月 県営3号上屋（燻蒸倉庫）が第2ふ頭地区に完成
- 平成10年 4月 第5ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成11年 3月 港湾計画改訂
- 平成16年 3月 第2ふ頭廃棄物埋め立て護岸完成
- 平成19年 3月 泊地（-12m）完成
- 平成20年12月 県北3港統合により、茨城港誕生
- 平成21年 3月 港湾計画改訂
- 平成23年12月 港湾計画一部変更
- 平成24年 7月 第5ふ頭地区において東京ガス（株）がLNG基地建設に着手

茨城港日立港区概要図



○利用状況〔平成24年実績〕

| | |
|------------------|--|
| 入港船舶 (漁船等を除く) | 隻数：1,287隻（外船舶183, 内船舶1,104） 総トン数：9,281千トン（外船舶4,096, 内船舶5,185） |
| 取扱貨物量 | 取扱貨物量：4,707千トン（外貨1,014, 内貨3,693） |
| 主要取扱品目 | 外貨 輸出：非鉄金属, 金属くず等 輸入：完成自動車, 石炭 等 内貨 移出：完成自動車, 金属くず等 移入：石油製品, 完成自動車等 |

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため、沖防波堤の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため、第3ふ頭地区の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 26 年度事業概要

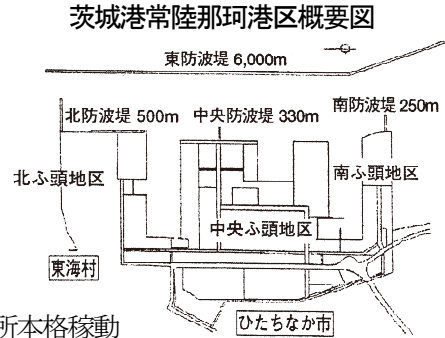
- ・沖防波堤, 第 3 ふ頭地区の整備, 護岸等 (津波・高潮対策) の整備 等
- ・埠頭用地及び上屋等の復旧

(2) 常陸那珂港区の整備

国際海上コンテナターミナルを備え, 茨城県, 栃木県, 群馬県の北関東 3 県の物流を担う中核国際港湾及び首都圏のエネルギー需要の増加に対応する電力供給基地として整備する。

<主な経緯>

- | | |
|--------------|---|
| 昭和 48 年 3 月 | 水戸射爆撃場, 日本政府に返還 |
| 昭和 58 年 3 月 | 港湾区域認可, 地方港湾「常陸那珂港」誕生, 続いて重要港湾指定 |
| 平成 10 年 12 月 | 北ふ頭内貿地区供用開始 |
| 平成 12 年 4 月 | 北ふ頭外貿地区供用開始 |
| 平成 13 年 2 月 | 中央ふ頭工事本格着手 |
| 平成 13 年 4 月 | 関税法上の開港指定 |
| 平成 15 年 12 月 | 東京電力(株)常陸那珂火力発電所本格稼働 |
| 平成 16 年 3 月 | 北米定期コンテナ航路第 1 船入港 |
| 平成 18 年 3 月 | 中央ふ頭耐震強化岸壁 (−7.5m) 供用開始 |
| 平成 20 年 12 月 | 県北 3 港統合により, 茨城港誕生 |
| 平成 21 年 3 月 | 港湾計画改訂 |
| 平成 21 年 8 月 | 中央ふ頭岸壁 (−9m) 供用開始 |
| 平成 24 年 10 月 | 中国・韓国・東南アジア定期コンテナ航路開設 (平成 25 年 3 月に改編され, 中国・フィリピン・ベトナム・タイ定期コンテナ航路に変更) |
| 平成 25 年 12 月 | 東京電力(株)常陸那珂火力発電所 2 号機稼働開始 |



○利用状況 [平成 24 年実績]

| | |
|------------------|--|
| 入港船舶 (漁船等を除く) | 隻 数 : 1,397 隻 (外船舶 353, 内船舶 1,044) 総トン数 : 14,717 千トン (外船舶 8,377, 内船舶 6,340) |
| 取扱貨物量 | 取扱貨物量 : 7,123 千トン (外貿 3,373, 内貿 3,750) コンテナ貨物 : 13,979TEU (外貿 7,045, 内貿 6,934) |
| 主要取扱品目 | 外貿 輸出 : 産業機械, 完成自動車等 輸入 : 石炭, 非鉄金属等 内貿 移出 : 完成自動車, 製造食品等 移入 : 完成自動車, 紙・パルプ等 |

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため, 東防波堤, 中央防波堤, 耐震強化岸壁の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため, 中央ふ頭地区の整備を進める。

○平成 26 年度事業概要

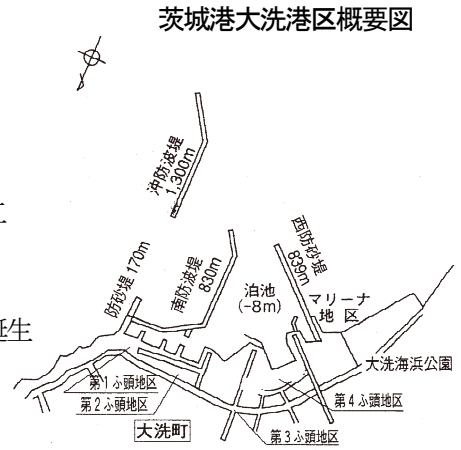
- ・中央ふ頭地区岸壁 (−12m), 東防波堤, 埠頭用地, 工業用地, 港湾関連用地の整備等
- ・埠頭用地等の復旧

(3) 大洗港区の整備

首都圏と北海道を結ぶカーフェリーを中心とした流通港湾及びマリーナ・海水浴場などを持つ交流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 54 年 5 月 重要港湾指定
- 昭和 60 年 3 月 カーフェリー就航（大洗港～
苫小牧港, 室蘭港）
- 昭和 63 年 4 月 県立大洗海浜公園供用開始
- 平成 4 年 7 月 マリーナ供用開始
- 平成 6 年 10 月 新フェリーターミナルビル竣工
- 平成 7 年 12 月 第 4 ふ頭旅客船岸壁供用開始
- 平成 14 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 20 年 12 月 県北 3 港統合により, 茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 25 年 4 月 大洗マリーナがリニューアル
オープン



○利用状況〔平成 24 年実績〕

| | |
|--------------|--|
| 入港船舶（漁船等を除く） | 隻 数: 585 隻 総トン数: 7, 233 千トン |
| 取扱貨物量 | 取扱貨物量: 12, 728 千トン（うちフェリー貨物 12, 708） |
| 主要取扱品目 | 移出: フェリー貨物, 産業機械等 移入: フェリー貨物, 化学肥料等 |

○港湾整備に関する基本方針

- ①漂砂による航路埋没を防止するため, 西防砂堤の整備を進める。
- ②津波・高潮から港湾背後地を防護するため, 護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 26 年度事業概要

- ・西防砂堤, 護岸等（津波・高潮対策）の整備 等
- ・埠頭用地等の復旧

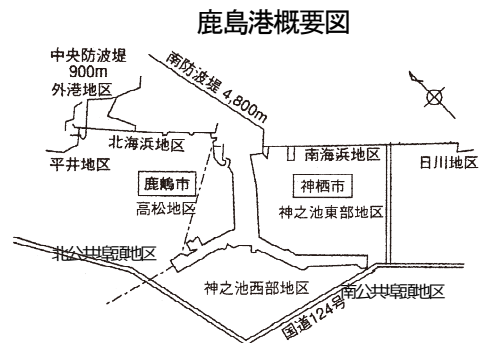
●鹿島港の整備（港湾課）

鹿島港は, 約 160 社の企業が立地する鹿島臨海工業地帯の海上輸送基地として, また首都圏の一部を后背圏とする物流港湾として整備を進めており, 鉄鉱石や原油等の原料, とうもろこし等の穀物の輸入, 製品原料等の輸送を支えている。

また, 東日本大震災により被災した施設については, 平成 25 年度内に復旧が完了しており, 今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

<主な経緯>

- 昭和 38 年 4 月 重要港湾指定
- 昭和 53 年 2 月 南公共埠頭一部供用開始
- 平成 4 年 4 月 南公共埠頭全面供用開始
- 平成 4 年 6 月 鹿島港南物流センター完成
- 平成 4 年 10 月 県営 2 号上屋（燻蒸倉庫）
が南公共埠頭地区に完成
- 平成 14 年 11 月 北公共埠頭-10m岸壁
1 バース目供用開始
- 平成 16 年 8 月 北公共埠頭-10m岸壁
2 バース目供用開始
- 平成 18 年 2 月 北公共埠頭-10m岸壁
3 バース目供用開始
- 平成 19 年 3 月 港湾計画改訂



平成 23 年 5 月 国際バルク戦略港湾に選定
 平成 25 年 4 月 外港公共埠頭一部（-14m岸壁（暫定-13m）、1バース目）供用開始

○利用状況〔平成 24 年実績〕

| | |
|------------------|---|
| 入港船舶 (漁船等を除く) | 隻 数：13,191 隻（外船舶 1,906, 内船舶 11,285） 総トン数：55,760 千トン（外船舶 43,124, 内船舶 12,636） |
| 取扱貨物量 | 取扱貨物量：65,833 千トン（外貿 45,645, 内貿 20,188） コンテナ貨物：3,782TEU（外貿 221, 内貿 3,561） |
| 主要取扱品目 | 外貿 輸出：鋼材, その他石油製品等 輸入：鉄鉱石, 石炭等 内貿 移出：石油製品, 鋼材等 輸入：重油, 石灰石, 化学薬品等 |

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性及び利便性の向上を図るため、南防波堤、中央防波堤及び外港航路（浚渫）の整備を進める。
- ②流通機能の拡充を図るため、一般公共貨物を取扱う北公共埠頭及び外港公共埠頭の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 26 年度事業概要

- ・南防波堤、中央防波堤、北海浜地区防砂堤の整備、護岸等（津波・高潮対策）の整備 等

●定期航路の拡充、新規開設（港湾課）

ポートセールスを積極的に推進することにより、港湾取扱貨物の増加を図るとともに定期航路の拡充や新規開設等を促進する。

- (1) 荷主、船社等の企業訪問実施
- (2) 産業立地セミナー、北関東セミナー等の開催
- (3) マスコミ、ホームページ等による PR

⑥新たな物流体系の構築

●物流施策等の推進（地域計画課）

(1) 茨城県総合物流計画の推進

首都圏の物流には、効率化と環境対策が特に厳しく求められる一方、本県では広域交通ネットワークが概成しつつあり、近年、輸送時間の短縮やコスト削減、地域温暖化対策などの面から物流環境の良さが高く評価され、本県港湾の利用や企業立地が着実に進んでいる。

茨城県では、本県の物流ネットワークの早期整備と利用促進に取り組むことにより、こうした流れを加速し、首都圏全体の環境負荷の少ない物流への再編を促すとともに、さらなる企業立地や産業活性化など産業大県づくりを目指す。

計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）

基本テーマ：首都圏における環境にやさしい物流ネットワークの形成

基本目標：3つの目標と 39 施策の展開

- ①首都圏における物流の再編
- ②安全・確実、効率的な物流の推進
- ③環境負荷の少ない物流の実現

重点戦略：基本テーマの実現に向け、上記 3 つの目標のもとに各種物流施策を展開していく中で

特に重点的・優先的に取り組む施策群を「重点戦略」と位置付け、戦略的に取り組む。

- ①効率的で環境にやさしい東西物流の構築
- ②首都圏の一翼を担う生産・物流機能の集積
- ③新たな国際物流の展開

(2) 広域連携物流特区の推進

北関東自動車道をはじめとする高速道路網や茨城港常陸那珂港区を中心とする港湾地域において、港湾の国際競争力の強化や物流機能の効率化のための規制緩和等を講じることにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。

基本目標：首都圏における新たな物流拠点の形成

①港湾の国際競争力の強化

②ひたちなか地区や内陸部における産業集積の促進

③物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現

対象地域：水戸市、日立市、古河市、結城市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、

常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、

八千代町、境町、栃木県の9市町（太字は区域の一部が対象）

規制緩和項目：重量物輸送効率化事業 など

物流は、様々な分野の経済活動を横断的に連携する機能であることから、物流関連事業者や栃木・群馬両県をはじめとする近県との連携を強化し、効果的な施策展開を図る。

⑦ ITを活用した情報交流社会づくり

● IT戦略推進指針の推進（情報政策課）

本県情報化の基本指針となる「いばらき IT戦略推進指針」に基づき、地域の絆や活力の形成、安全・安心の確保、産業の活性化、環境負荷の低減、行政サービスの高度化等を目指し、IT施策を展開する。

(1) 基本目標

未来につながる 地域にひろがる スマートいばらき

*smart スマート=賢い、洗練された、活発な

(2) 内容

<目指す将来像>

家庭や事業所のエネルギー利用から地域交通システム、民間や公共サービス、経済活動、県民のライフスタイルまでがITによって緊密に連携・支援されるスマートコミュニティの実現

<基本姿勢>

①整備の進んだ情報通信環境とサービスを積極的に使いこなす

②元気な地域社会づくりを進める多様な情報化の担い手と連携する

③業務とシステムの最適化を図り、行政サービスの向上に取り組む

<重点プロジェクト>

①健やか・安心生活実現プロジェクト

②快適な地域創造プロジェクト

③質の高い行政サービス推進プロジェクト

<施策展開の方向>

①ITの利活用による人を育て支え合う、活力ある地域社会の実現

②ITの利活用による安全・安心な県民生活の実現

③ITの利活用による茨城のイメージアップの推進と地域産業の活性化

④ITの利活用における環境負荷の低減

⑤ITの利活用における市町村等との連携の推進、行政サービスの向上

(3) 推進

「茨城県高度情報通信社会推進本部（IT推進本部）（本部長：知事）」において全庁的な推進を図る。

(4) 期間

平成23年度～平成27年度

※東日本大震災を踏まえ、平成24年3月に、多様な通信手段の確保や情報の収集・共

有の迅速化，発信機能の強化，事業の継続性の強化に関する施策を追加し，改定

●国及び市町村と連携した行政サービス（情報政策課）

国や市町村と連携した行政サービスの提供を行うとともに，県民等が各種システムを安全・安心に利用できるように運用を行う。

(1) 情報基盤の運用管理

①総合行政ネットワークの運用

電子自治体の基盤となる，県及び市町村の行政ネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）の茨城県域部分の運用管理を行う。

②公的個人認証サービスの運営（市町村への交付事務委任）

行政機関等へのオンライン手続を行う際に必要となる電子証明書等の発行を行う。

③社会保障・税番号制度システムの整備

社会保障・税番号制度の導入に向け，社会保障・税・給与・共済等のシステム改修に伴う庁内連携テストや統合宛名管理システムの構築に係る概要設計を行う。

(2) 市町村との連携の推進

①いばらき公共施設予約システムの運用

インターネットを利用して県内の公共施設の予約状況案内や利用申込手続が行える「いばらき公共施設予約システム」を運用する。

②統合型GIS（地理情報システム）の運用

県民・企業・行政の地理情報に関する共通情報基盤となる「統合型GIS」の運用を行う。

③電子申請・届出システムの運用

インターネットを利用して，県民・企業等が自宅やオフィスなどから行政に対する各種申請・届出等の手続，イベントや講座の申し込み等が行えるシステムの運用を行う。

④自治体クラウドの推進

市町村によるクラウド導入に向けた業務の見直しや情報システムの検討に関する取組を支援する。

●ITを活用した企業活動の推進（産業技術課）

(1) 中小企業情報化促進事業

中小企業の情報化を促進するため，インターネット等を活用し，産業関連情報や企業情報，受発注情報の提供等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

① 中小企業データベースの整備，インターネットによる企業情報の発信，メールマガジンによるビジネス関連情報の提供

② 中小企業インターネット利用実態調査の実施

(2) ITサポートセンター運営事業

ITサポートセンターを設置し，企業のIT化や「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用等を支援する。

①IBBNの活用やIT化に関する相談

②通信サービスの提供，通信事業者との調整

●電子県庁の推進と効率的な運営（情報政策課，広報広聴課）

行政事務の効率化と県民サービスの充実を図るため，ITを活用した業務改革等を進める。

(1) 業務・システム最適化の推進

県民サービスの充実と簡素で効率的な行政運営を実現するため，情報化統括監（CIO）を中心に，業務の見直しと合わせた情報システムの構築・再構築を推進する。

(2) 県行政情報システムクラウド化検討

県が構築・運用するシステムを対象としてクラウド化を推進し，システム集約化によるシステム管理の一元化と運用コストの削減を図るとともに，大規模災害時における情報システムの業務継続性の強化やセキュリティの向上を図る。

(3) 県民参画機会の拡充

県のホームページなどを活用して情報公開を進め、行政運営における透明性の向上を図り、県民が主役の県民参画型行政を確立する。

○インターネットを利用した広聴の推進

インターネットの活用により、県民からの意見・提案等の提出機会を充実させるとともに、これらの意見・提案等を施策推進の参考とし、その結果を公開する。

(4) 情報セキュリティ対策の充実

県民が安心して各種行政サービスが享受できるよう、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

● ITネットワーク社会づくりの推進 (情報政策課)

(1) いばらきブロードバンドネットワークの運営

県民、企業、行政誰もが便利で安価に利用できる本県のIT戦略の基盤として、県と市町村が共同で整備した高速・大容量の情報通信基盤である「いばらきブロードバンドネットワーク (IBBN)」を安全かつ効率的に運営するとともにその利活用を促進する。

①概要

H26. 4. 1 現在

| | |
|------|-------------------------------|
| 基幹部分 | 伝送容量：最大 10Gbps |
| | アクセスポイント (AP) 数：15 箇所 |
| 拠点 | 赤塚拠点、産業利用拠点 (2 箇所)、県庁拠点：1Gbps |
| | 県合同庁舎拠点 (5 箇所)：1Gbps |
| | 市町村拠点 (62 箇所)：1Gbps |

②運営管理

ネットワークオペレーションセンター (NOC) により、24 時間 365 日対応の運用保守を行うほか、民間・行政を含めた IBBN の利用者に対し技術相談等のサポートを行う。

③利活用

<県民利用>

- 1) 加入者系光ファイバ網の整備による、住民へのブロードバンドサービスの提供 (旧七会村)
- 2) プロバイダによるインターネット接続サービスの提供
- 3) 電子申請・届出システムやいばらき公共施設予約システム等による行政サービスの提供
- 4) 公衆無線 LAN 整備による、県民へのインターネット接続サービスの提供 (県庁、県立図書館)

<民間利用>

- 1) 地域企業への高速インターネット接続サービスの提供
- 2) 医療分野 (ビデオカンファレンス遠隔医療支援システム及び医療機関テレカンファレンスシステム) での活用
- 3) 事業所間のネットワークの構築
- 4) つくば WAN との相互接続

H26. 4. 1 現在

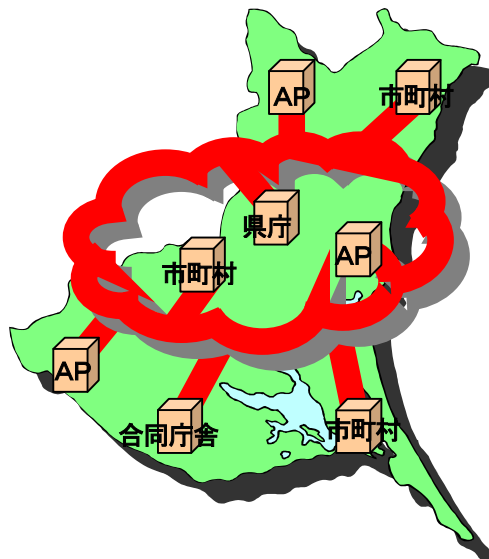
| 区分 | 利用承認済 |
|-------|--------------|
| I S P | 10 社 |
| 民間企業等 | 71 社 |
| 医療 | 25 社 |
| 工業団地 | 10 団地 (28 社) |
| 合計 | 134 社 |

<行政利用>

県と市町村の行政ネットワーク基盤として、業務の効率化及び高度な行政サービスの提供
H26. 4. 1 現在

| システム数 | 備考 |
|---------------|--|
| 県関係システム | 24 行政情報ネットワーク (54 の内部システムを含む)、救急医療情報システム、雨量・河川水位情報システム、大気汚染常時監視システム、震度情報ネットワークシステム、県立医療大学による学術ネットワーク「SINET」接続等 |
| 県・市町村共同利用システム | 9 インターネット接続、いばらき公共施設予約システム、原子力防災情報ネットワーク、電子申請・届出システム、建設工事等電子入札システム、教育情報ネットワーク、県域統合型GIS、住民基本台帳ネットワークシステム、いばらきグループウェア共同システム |
| 市町村システム | 10 総合行政ネットワーク (LGWAN) 接続、合併に伴うネットワーク統合 (15 市町)、ひたちなか市教育ネットワーク、国保連合会電子帳票システム、後期高齢者広域連合電算処理システム、結城市校務支援システム、いばらき自治体クラウド基幹業務システム、国保データベースシステム等 |
| 合計 | 43 |

「いばらきブロードバンドネットワーク」イメージ図



(2) 高度情報化の普及啓発等

県全体の高度な情報化を促進するため、県、市町村、民間企業、各種団体、大学等が一体となって、情報化に関する普及啓発や人材育成を図る。

・事業主体：茨城県高度情報化推進協議会

・内容：

- ①電子自治体やITについて普及・啓発を図るため、各種セミナーやイベント等を開催する。
- ②高度情報化に対応できる人材を育成するため、研修会等を開催する。

●公共工事ITの推進（検査指導課）

公共事業において、建設CALS/ECの導入などIT化を積極的に推進することにより、入札手続きの透明化や行政サービスの向上を推進するとともに、事業執行の効率化や品質の確保を図る。

- ・「建設IT いばらき推進協議会」の運営
- ・電子入札及び電子納品の推進
- ・電子入札システム等土木関連システムの共同利用の促進